

IV 身体障害者支援

[身体障害者更生相談所]

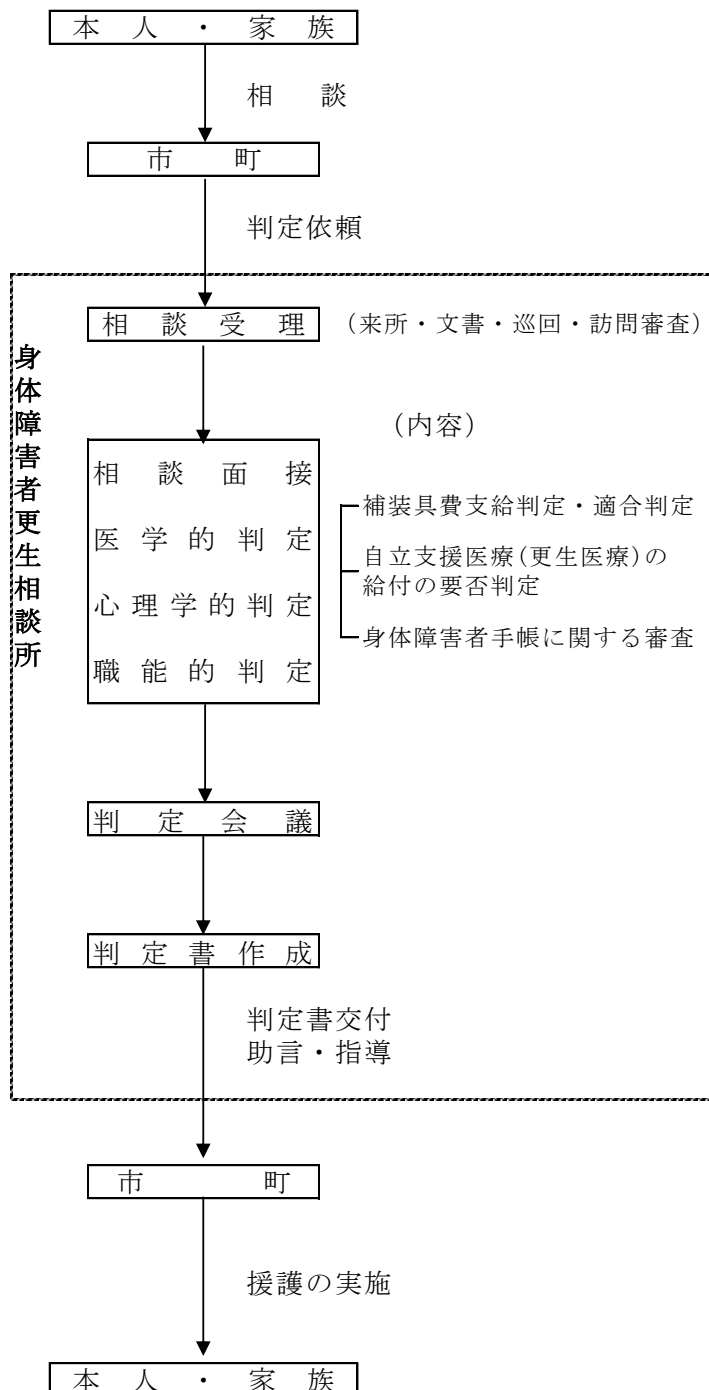
(I) 身体障害者更生相談所

1 設置の目的

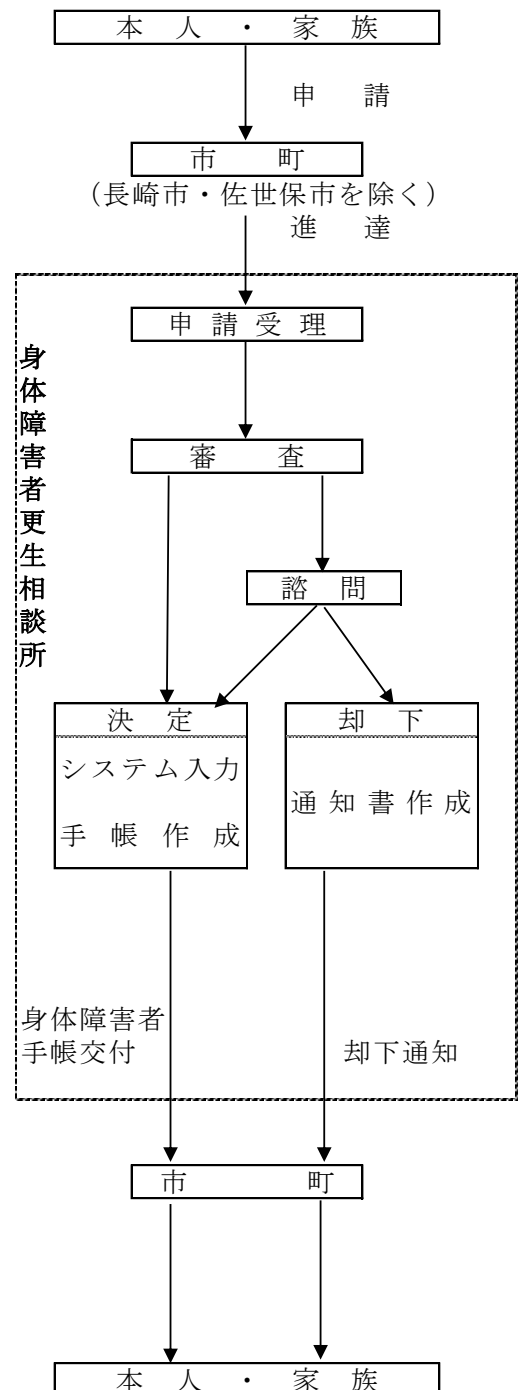
身体障害者福祉法及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に規定されている、補装具の処方や適合判定、自立支援医療（更生医療）の認定審査など、身体障害者の福祉に関する支援を目的として、身体障害者福祉法に基づき設置されている。

2 相談・判定業務と身体障害者手帳交付事務

①相談・判定業務



②身体障害者手帳交付事務



3 業務内容

(1) 相談・指導業務

身体障害者に関する相談に、専門的な知識や技術の助言・指導などを行う。

(2) 判定業務

① 医学的判定

身体障害の程度、残存機能、代償機能等機能障害の状態を診断して、自立支援医療費（更生医療）及び補装具費支給の要否を判定するとともに、医療等に対する助言・指導を行う。

ア 自立支援医療費（更生医療）判定（申請窓口は市町）

医学的診断により、更生医療の要否判定を行う。

イ 補装具費支給判定（申請窓口は市町）

身体障害者に支給される補装具費について、個々の障害状態を診断し、社会活動を行う上で機能障害の軽減、改善が図れるか否かを判定し、種類や形式、材料、工作的所見、価格等について判定・処方する。

a 直接判定

障害状況などで、特別に診察の必要がある場合にセンターの医師が診察を行う。

b 文書判定

センターでの診察が必要ない場合は、主治医の作成した意見書の内容に基づき審査する。

c 適合判定

センターで直接診察判定した補装具については、処方箋どおりに製作されているか、使用者の状態にあっているか、利用目的のために支障なく使用できるかなど、適合具合の判定を行い、必要に応じて使用上注意すべき点などを助言する。

② 心理学的、職能的判定

身体障害者の機能の向上を図り、福祉の増進を図るため、知能の程度、性格診断、職業の適性等について判定する。

(3) 身体障害者手帳の交付業務

市町から進達された申請書類を審査し、身体障害者手帳の交付（却下）事務を行う。

(4) 巡回相談

長崎支援センターにおいては、市町における医療の充実等による相談件数の減少等の理由から、平成20年度以降は身体障害者の便宜を図るため、直接判定が必要な補装具（電動車椅子、座位保持装置、義肢装具等）で、体調不良等により来所が難しい場合、必要に応じて巡回相談を実施している。

また、佐世保支援センターにおいては、市町と緊密な連携のもと、管内地域を巡回しての相談判定業務の他、長崎支援センターと同様に身体障害者の便宜を図るため、直接判定が必要な補装具の判定について巡回相談を実施している。

(5) 地域リハビリテーション推進事業

身体障害者の更生援護に関わる各機関が、情報交換を行うなど、相互の連携を深め、身体障害者に対する一貫した地域リハビリテーション活動を推進するために、地域リハビリテーション協議会を中心にそのシステムを構築するとともに、関係職員の研修及び調査研究を行うことにより、地域リハビリテーションの充実、強化を図る。

(6) おもいやり駐車場利用証交付事務（旧パーキング・パーミット制度）

平成19年8月から制度が始まり、各市町、県福祉事務所とともに、身体障害者手帳及び療育手帳の所持者（交付にあたっては一部の等級などを除く）、高齢者、難病患者等、歩行が困難な者に対して、身障者用駐車場を有効に利用できるよう、思いやり駐車場利用証を交付する事務を行っている。（令和4年10月から名称変更）

なお、一時的に歩行が困難な妊産婦（母子健康手帳取得時から産後1年まで）、けが人（車椅子や杖等を使用する期間、要診断書）は有効期限付きの利用証を交付している。

(7) ヘルプマーク・ヘルプカードの交付事務

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、または発達障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分かりにくい方が、援助を受けやすくなることを目的として、平成30年6月からヘルプマークを交付している。

また氏名、緊急連絡先、必要とする支援内容などを記入し、財布などに入れて所持するヘルプカードも交付している。災害時や困った時など、周囲に提示して支援を求めやすくすることを目的としている。窓口交付に加えて、申込書不要で自治体ホームページから各自印刷して利用することもできる。

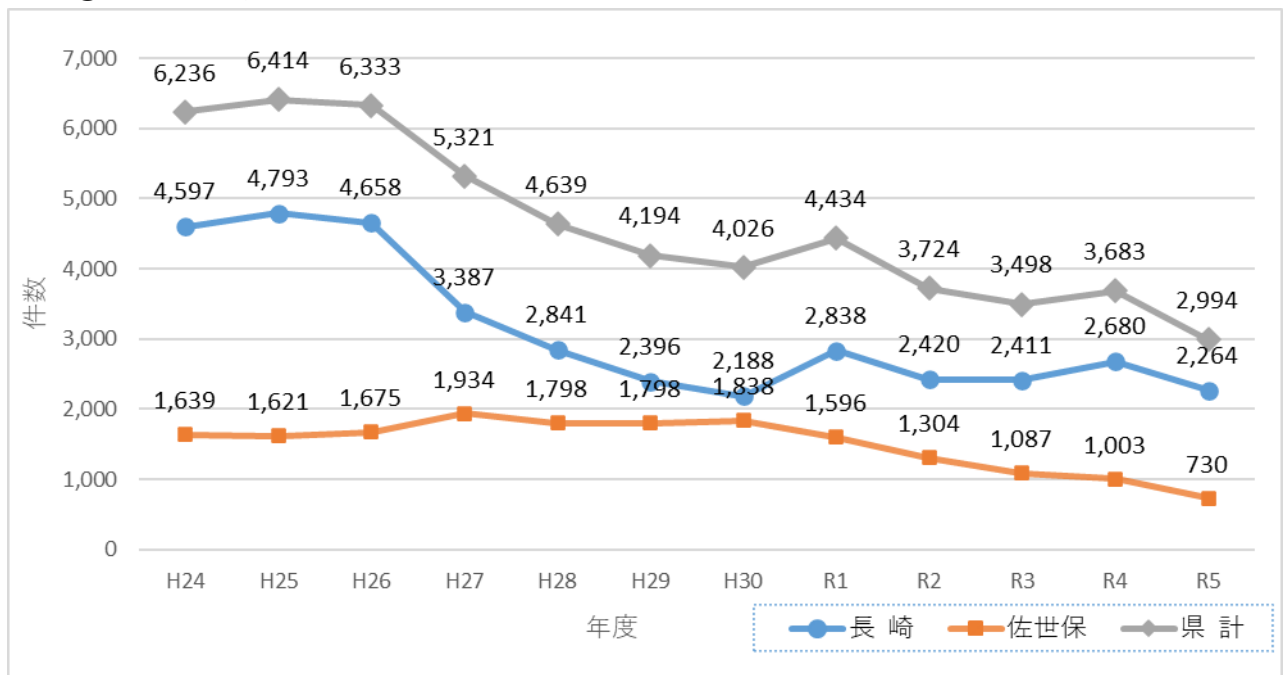
(Ⅱ) 業務実績

1 相談判定業務

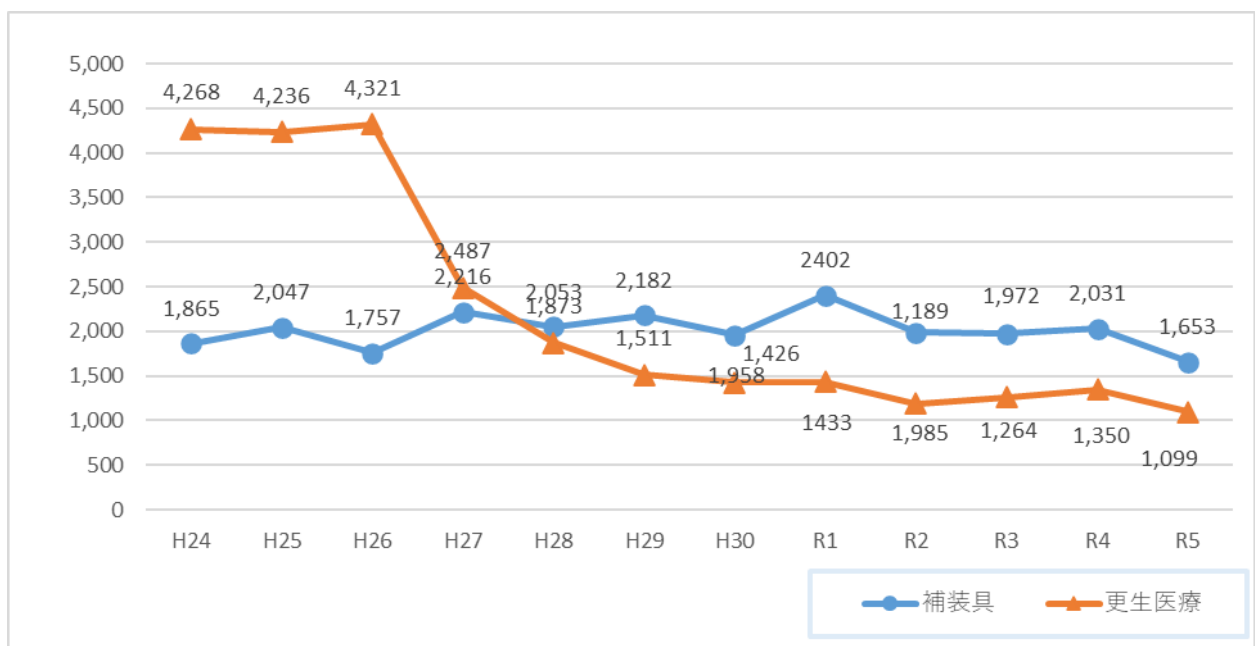
相談件数は、平成27年6月に、主な相談内容である更生医療と補装具の判定区分を見直したことから、平成27年度以降は減少傾向。令和4年度は令和3年度と比較し微増したが、令和5年度は更生医療、補装具ともに減少した。

(1) 相談の推移

① 相談件数（センター別）



② 主な相談件数（種類別）



③障害別・年齢別相談件数

障害区分	年 齢 別				不明	総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上		
長 崎 管 内	64	125	364	1,102	540	2,195
佐 世 保 管 内	19	41	157	596	256	1,069
県 計	83	166	521	1,698	796	3,264
視 覚	1		1	9	27	38
聴 覚	15	12	56	530	110	723
平 衡					1	1
音 声・言 語			2		3	5
そ し や く	63	123	290	371	416	1,263
肢 体	4	6	76	498	55	639
心 臓		18	74	267	126	485
じ ん 臓			1	4	3	8
呼 吸 器				3	3	6
膀 胱・直 腸				3	2	5
小 腸		4	4		5	13
免 疫		3	7	4	9	23
肝 臓			9	9		18
分 類 不 能					3	3
不 明			1		16	17
そ の 他					17	17
総 計	83	166	521	1,698	796	3,264

【長崎】

障害区分	年 齢 別				不明	総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上		
視 覚	1		1	5	19	26
聴 覚	14	12	42	353	42	463
平 衡					1	1
音 声・言 語			2		3	5
そ し や く	46	90	209	263	299	907
肢 体	3	5	36	249	36	329
心 臓		14	57	214	98	383
じ ん 臓			1	2	1	4
呼 吸 器				2	2	4
膀 胱・直 腸				1	2	3
小 腸		1	3		4	8
免 疫		3	3	4	7	17
肝 臓			9	9		18
分 類 不 能						
不 明			1		12	13
そ の 他					14	14
総 計	64	125	364	1,102	540	2,195

【佐世保】

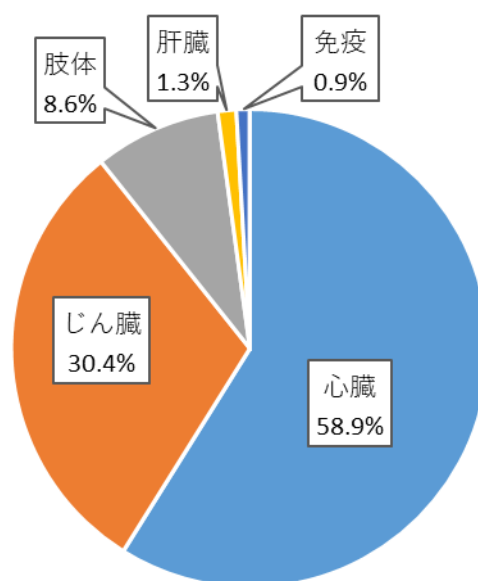
障害区分	年 齢 別				不明	総計
	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上		
視 覚				4	8	12
聴 覚	1		14	177	68	260
平 衡						
音 声・言 語						
そ し や く	17	33	81	108	117	356
肢 体	1	1	40	249	19	310
心 臓		4	17	53	28	102
じ ん 臓				2	2	4
呼 吸 器				1	1	2
膀 胱・直 腸				2		2
小 腸		3	1		1	5
免 疫			4		2	6
肝 臓						
分 類 不 能					3	3
不 明					4	4
そ の 他					3	3
総 計	19	41	157	596	256	1,069

(2) 判定実績

① 更生医療判定件数

令和5年度両センター障害区分内訳

障害区分	長崎管内	佐世保管内	県計	割合
視覚				
聴覚				
そしゃく等				
肢体	58	17	75	8.6%
心臓	243	274	517	59.0%
じん臓	213	53	266	30.3%
免疫	4	4	8	0.9%
肝臓	7	4	11	1.3%
総計	525	352	877	100%



更生医療県計年度推移

障害区分	視覚	聴覚	咀嚼等	肢体	心臓	じん臓	免疫	肝臓	総計
R4年度				72	539	348	6	28	993
R3年度		2		77	611	239	15	52	996
R2年度		2		72	690	163	16	50	993
R1年度	1	4	1	90	833	149	24	105	1207

※心臓が最も多く、心臓とじん臓で全体の約9割を占めている。

② 補装具判定件数

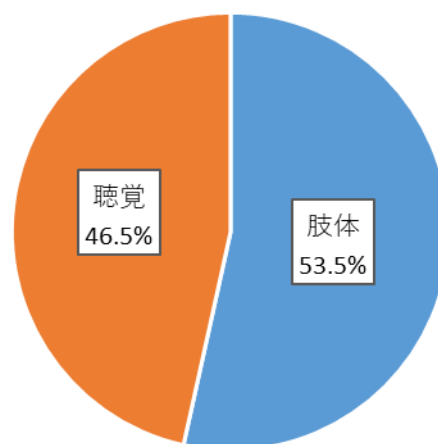
令和5年度両センター障害区分内訳

障害区分	長崎管内	佐世保管内	県計	割合
肢体	426	201	627	52.6%
聴覚	373	191	564	47.4%
総計	799	392	1,191	100%

※意見書・返送取り下げを含まない

補装具県計年度推移

障害区分	肢体	聴覚	総計
R4年度	823	441	1264
R3年度	742	588	1330
R2年度	709	623	1332
R1年度	754	710	1464

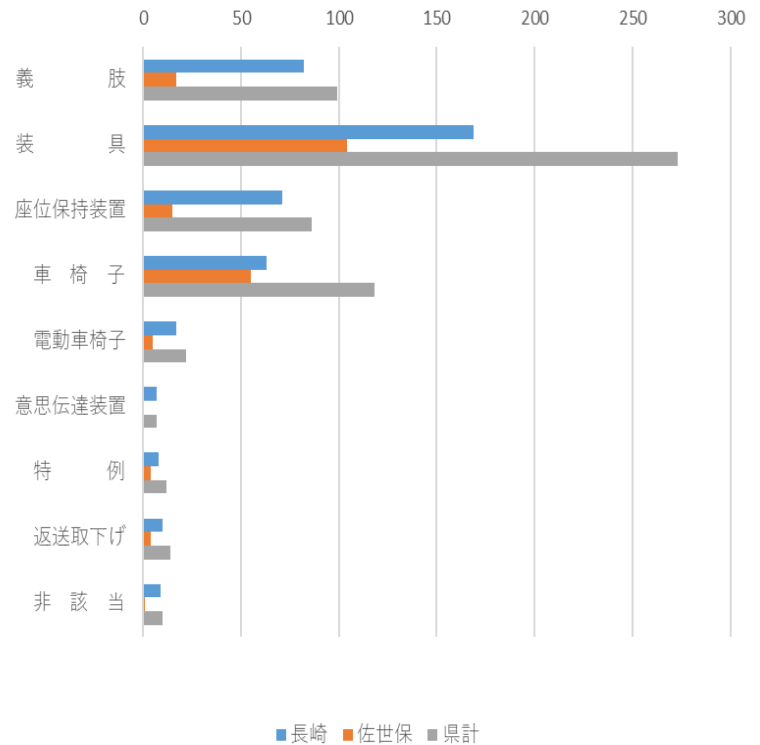


※令和2年度より再支給の効率・迅速化のため同構造確認による判定の省略があり、判定件数は減少傾向になっている。

③ 補装具の種類別一覧

ア 肢体

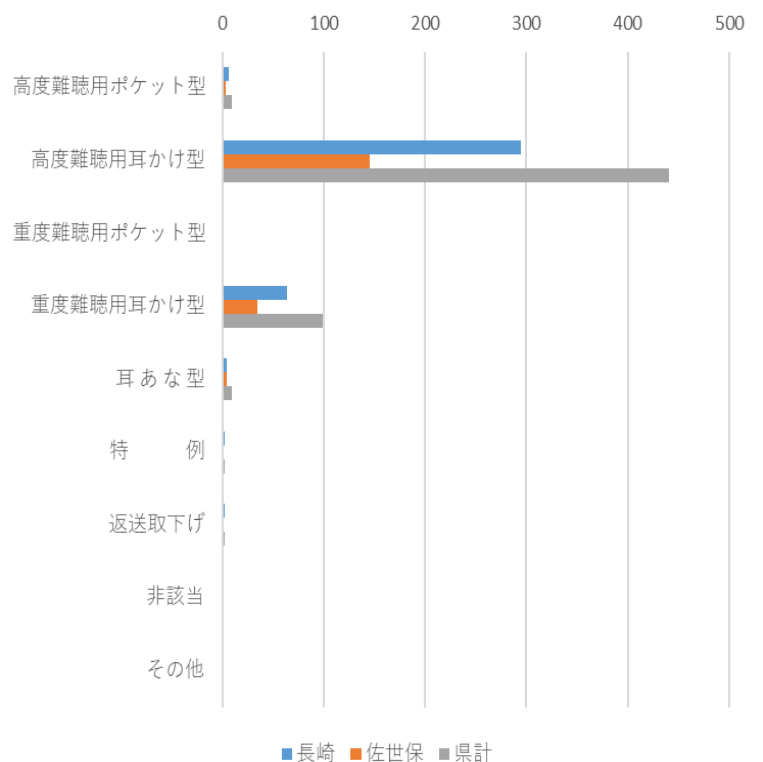
種 類	長崎	佐世保	県計	割合
義 肢	82	17	99	15.4%
装 具	169	104	273	42.6%
座位保持装置	71	15	86	13.4%
車 椅 子	63	55	118	18.4%
電動車椅子	17	5	22	3.4%
意思伝達装置	7		7	1.1%
特 例	8	4	12	1.9%
返送取下げ	10	4	14	2.2%
非 該 当	9	1	10	1.6%
総 計	436	205	641	100%
※意見書含まない				



※文書判定で支給決定可能としている装具が最も多く、約4割を占めている。

イ 聴覚

種 類	長崎	佐世保	県計	割合
高度難聴用ポケット型	7	3	10	1.8%
高度難聴用耳かけ型	295	146	441	77.9%
重度難聴用ポケット型		1	1	0.2%
重度難聴用耳かけ型	64	35	99	17.5%
耳あな型	5	5	10	1.8%
特 例	2		2	0.4%
返送取下げ	2		2	0.4%
非該当				
その他		1	1	0.2%
総 計	375	191	566	100%
※意見書含まない				



※例年、高度難聴用が7割以上を占め、重度難聴用も含めて耳かけ型が9割を超えている。

③市町別相談・判定件数

	巡回	実人員	相談 件数	相談内訳							判定 件数	判定内訳			
				更生 医療	補装具	身障 手帳	職業	施設	生活	その他		医学的 判定	心理	職能	その他
長崎管轄計		2,175	2,264	693	1,387	160		1	5	18	1,323	1,323			
佐世保管轄計		770	773	406	309	58					742	742			
県計		2,945	3,037	1,099	1,696	218		1	5	18	2,065	2,065			
長崎管内	長崎市	○	541	548	59	479	5		1	4	412	412			
	島原市	○	110	117	50	63	4				72	72			
	諫早市	○	241	252	108	118	20			6	168	168			
	大村市	○	313	325	143	138	38		1	5	206	206			
	五島市		179	195	106	64	23			2	137	137			
	西海市		64	66	25	35	6				51	51			
	雲仙市		137	139	21	107	10		1		57	57			
	南島原市	○	127	131	56	63	11			1	67	67			
	長与町		161	169	68	97	4				86	86			
	時津町		80	97	27	63	7				35	35			
	新上五島町		52	53	12	35	6				31	31			
	管 外	○	20	20	16	4					1	1			
	県 外		26	26	2	24									
	その他		124	126		97	26	1	2						
佐世保管内	佐世保市	○	298	298	167	131					341	341			
	平戸市	○	66	66	44	9	13				66	66			
	松浦市		53	54	30	15	9				41	41			
	対馬市		68	69	34	24	11				99	99			
	杵岐市		47	48	16	22	10				44	44			
	東彼杵町		26	26	18	8					27	27			
	川棚町		62	62	33	26	3				51	51			
	波佐見町		44	44	29	10	5				27	27			
	小値賀町		8	8	2	6					7	7			
	佐々町		40	40	26	7	7				27	27			
	管 外	○	52	52	4	48					11	11			
	県 外	○	4	4	1	3					1	1			
	不 明		2	2	2										

2 身体障害者手帳

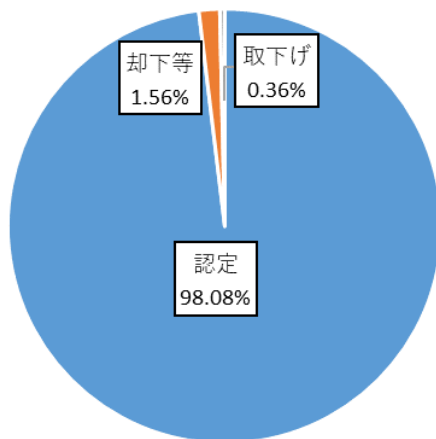
令和4年度より長崎県下19市町（長崎市、佐世保市を除く）の手帳の審査を長崎こども・女性・障害者支援センターで行っている。

（1） 処理件数

申請区分	処理件数	処理内訳		
		認定	却下等	取下げ
新規	1,850	1,816	31	3
等級変更 障害名追加	439	427	6	6
再認定	467	460	6	1
計	2,756	2,703	43	10

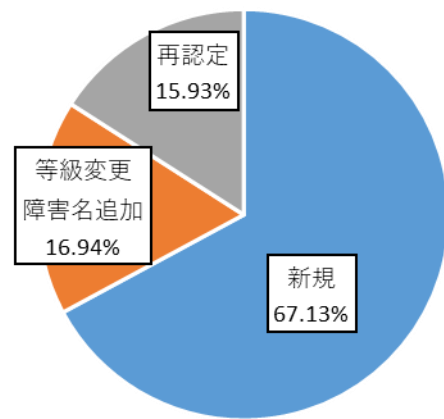
※ 長崎市、佐世保市は中核市のため、独自に身体障害者手帳の認定・交付を行っている。

〔申請区分〕



■ 認定 ■ 却下等 ■ 取下げ

〔処理内訳〕



■ 新規 ■ 等級変更 障害名追加 ■ 再認定

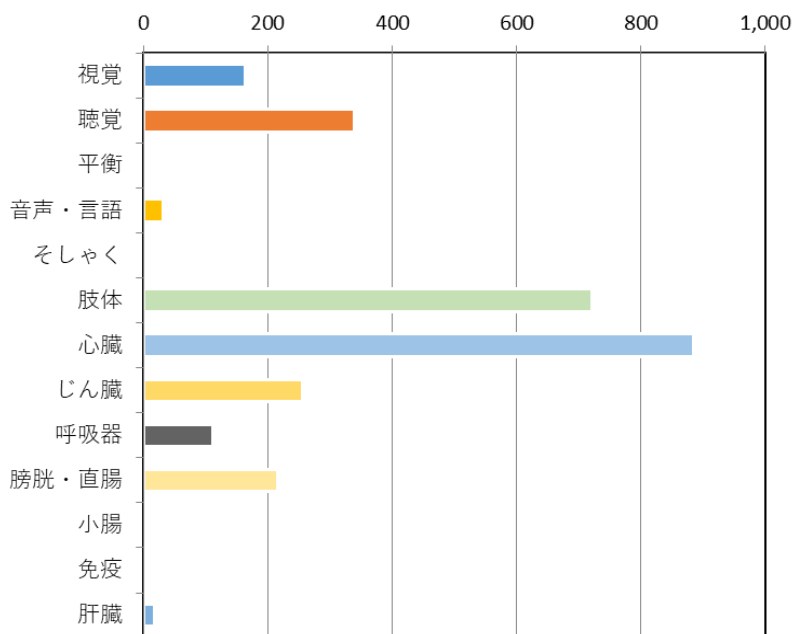
県計年度推移

	処理件数	処理内訳		
		認定	却下	取下げ等
R4年度	2,733	2,683	39	11
R3年度	2,704	2,662	33	9
R2年度	2,883	2,836	39	8
R1年度	3,269	3,215	38	16

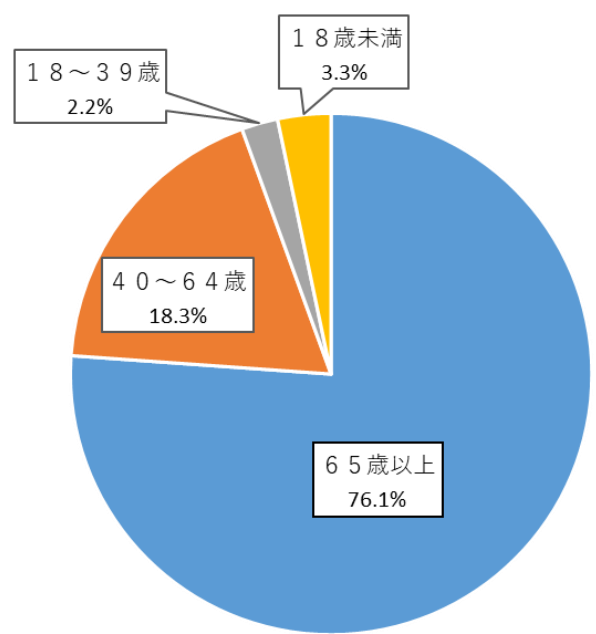
(2) 障害別・年齢別処理件数

	総計	18歳未満	18～39歳	40～64歳	65歳以上
総 計	2,756	91	62	505	2,098
視 覚	163	3	4	30	126
聴 覚	340	12	6	29	293
平 衡	2		1	1	
音 声・言 語	32		1	11	20
そ し ゃ く	5		2	2	1
肢 体	721	61	21	203	436
心 臓	886	8	10	106	762
じ ん 臓	256		7	66	183
呼 吸 器	112	2		10	100
膀 胱・直 腸	216	2	4	36	174
小 腸	3	1	1	1	
免 疫	3		3		
肝 臓	17	2	2	10	3

[障害内訳]



[年齢内訳]



※ 障害別にみると、心臓機能障害と肢体不自由が突出して多く、次に聴覚障害、じん臓機能障害と続いている。年齢別では、65歳以上が7割、40歳以上では全体の9割以上を占めている。

(3) 障害別処理件数の推移(県計)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
視 覚	149	147	210	214	167	155	159	163
聴 覚	343	296	342	342	301	305	325	340
平 衡	2		1	1	2		1	2
音 声・言語	54	47	40	33	39	36	32	32
咀 嚼	9	7	16	8	9	5	6	5
肢 体	999	921	960	950	743	688	766	721
心 臓	841	783	914	1054	951	890	824	886
じ ん 臓	263	279	302	295	320	273	260	256
呼 吸 器	108	127	109	94	88	101	97	112
膀胱・直腸	223	200	246	242	241	235	238	216
小 腸	3	3	2	2	4	2	4	3
免 疫	1	2	3	3	2	3	3	3
肝 臓	30	28	15	31	16	11	18	17
合 計	3,025	2,840	3,160	3,269	2,883	2,704	2,733	2,756

(4) 手帳諸届処理件数

	総計	県外移動		県内移動	再交付	手帳返還	記載事項変更	記載事項変更内訳(変更内容)				
		転入	転出					氏名	住所	保護者	本籍地	その他
県 計	3,843	168	164	70	334	2,426	681	24	640	6	11	
島 原 市	253	5	5	10	16	165	52	2	50			
諫 早 市	594	22	15	9	74	371	103	4	97	1	1	
大 村 市	483	35	19	14	48	265	102	2	96		4	
五 島 市	240	5	9		16	152	58	1	56	1		
西 海 市	173	6	7	2	13	129	16	1	15			
雲 仙 市	268	5	7	7	14	165	70	3	65	2		
南 島 原 市	253	7	6	5	14	169	52		52			
長 与 町	187	13	17	3	15	114	25		22		3	
時 津 町	143	11	7	5	17	83	20	2	16		2	
新 上 五 島 町	151	4	8	2	13	100	24		24			
平 戸 市	241	13	11		21	175	21	1	19	1		
松 浦 市	153	6	10		12	109	16		16			
対 馬 市	243	9	17		19	137	61	3	58			
壱 岐 市	160	5	8	2	14	111	20	2	17		1	
東 彼 杵 町	44	1	2	1	3	30	7	1	6			
川 棚 町	81	5	6	5	10	42	13		12	1		
波 佐 見 町	74	7	2	3	7	45	10	1	9			
小 値 賀 町	27	2	2		1	19	3		3			
佐 々 町	75	7	6	2	7	45	8	1	7			

3 巡回相談

令和5年度	来談者				相談内容					判定・指導内容									
	手帳あり	手帳なし		計	手帳	医療	補装具	その他	計	処方意見書作成	処方判定	適合判定	調整修理	助言指示	補装具検討	事前調査	判定に係る	その他	計
		難病	その他																
長崎	59	1		60			62		62						62				62
佐世保	42	1		43			43		43								43		43
県 計	101	2		103			105		105						62	43			105

4 地域リハビリテーション推進事業等会議関係

名 称	開催 期 日	場 所	内 容
市町障害者福祉担当職員 研修会	R5.6.2 (金)	Web 会議	・長崎県内全21市町を対象に開催 ・障害者関係の各法律、制度の説明
第1回 長崎県地域リハビリテーション 推進部会	R5.9.12 (火)	オンライン出席	・令和5年度事業計画等 ・長崎県老人福祉計画 長崎県介護保険事業支援計画について ・提出議題及び地域密着型リハビリテーション支援体制について
長崎県地域リハビリテーション 推進部会 補装具適正化ワーキング グループ研修会	R5.11.28 (火)	長崎こども・女性・障害者支援センター 大会議室	・車椅子の構造と機能の解説 ・車椅子・電動車椅子の支給要件 ・定価のある製品の基準額算出方法 ・車椅子・電動車椅子に関するデータ ・申請に際する注意点
第2回 長崎県地域リハビリテーション 推進部会	R6.2.20 (火)	オンライン出席	・長崎県地域リハビリテーション支援体制整備事業について ・長崎県リハビリテーション支援センター事業について ・各圏域地域リハビリテーション広域支援センター事業について ・各保健所地域リハビリテーション連絡協議会について ・令和6年度地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る協議について ・地域密着型リハビリテーション支援体制について ・長崎県老人福祉計画 長崎県介護保険事業支援計画について ・能登半島地震における災害リハビリテーション支援について

5 パーキング・パーミット交付実績

令和 5年度	総 数	有効期間1年以上								有効期間1年未満		
		身体障害者				知的 障害	高 齢 者	難 病	計	妊 産 婦	ケ ガ	計
		視覚	聴覚等	内部	肢 体							
長崎	26	1		2	5		4	2	14	10	2	12
佐世保	6			2			2		4	1	1	2
県計	32	1		4	5		6	2	18	11	3	14

年度推移

R4年度	28	1		1	5	3	7	1	18	9	1	10
R3年度	35	2		5	6	3	3	2	21	13	1	14
R2年度	32	1		4	8		4	2	19	11	2	13

※有効期間1年以上は肢体不自由、有効期間1年未満は妊産婦による申請が多い。

6 ヘルプマーク交付実績

令和 5年度	身体					重 症 心 身	知 的	発 達	精 神	高 次 脳	て ん か ん	難 病	妊 娠	認 知 症	高 齢 者	そ の 他	計
	視覚	聴覚等	盲ろう	肢体	内部												
長崎		1					3	1	1			1					7
佐世保							4	2	1		1						8
県計		1					7	3	2		1	1					15

R4年度		1		2			11	4	1	1		2				1	23
R3年度	1	1					5	1	1			1	1				11
R2年度		1		1			4	1	1			1	1				10

※H30年度より導入。在庫が無くなり次第配布終了となる予定。

(Ⅲ) 身体障害者手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

1 障害別

2 等級別

(令和6年3月31日現在)

(令和6年3月31日現在)

市町村	視覚	聴・平	音声	肢体	内部	計
長崎市	1,484	2,732	272	8,866	7,259	20,613
佐世保市	860	1,180	155	5,570	4,304	12,069
島原市	170	184	32	1,028	781	2,195
諫早市	414	538	63	2,627	1,958	5,600
大村市	241	436	46	1,743	1,456	3,922
平戸市	156	231	21	939	664	2,011
松浦市	79	151	14	666	418	1,328
対馬市	101	411	10	901	623	2,046
壱岐市	74	149	14	671	475	1,383
五島市	179	207	21	873	622	1,902
西海市	108	162	18	743	549	1,580
雲仙市	167	173	22	1,183	706	2,251
南島原市	169	204	31	1,145	797	2,346
市 計	4,202	6,758	719	26,955	20,612	59,246
長与町	95	187	16	641	602	1,541
時津町	104	110	16	542	402	1,174
西 彼 計	199	297	32	1,183	1,004	2,715
東彼杵町	39	33	8	250	132	462
川棚町	51	74	13	337	269	744
波佐見町	54	71	7	388	238	758
東 彼 計	144	178	28	975	639	1,964
小値賀町	14	24	1	87	39	165
佐々町	32	44	6	240	215	537
北 松 計	46	68	7	327	254	702
新上五島町	80	90	5	509	335	1,019
南 松 計	80	90	5	509	335	1,019
町 計	469	633	72	2,994	2,232	6,400
県 計	4,671	7,391	791	29,949	22,844	65,646

市町村	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
長崎市	5,708	2,840	3,840	5,153	1,170	1,902	20,613
佐世保市	3,848	1,744	1,994	2,729	888	866	12,069
島原市	705	310	330	518	165	167	2,195
諫早市	1,747	780	981	1,330	350	412	5,600
大村市	1,168	510	683	985	260	316	3,922
平戸市	509	304	367	497	137	197	2,011
松浦市	354	212	236	323	80	123	1,328
対馬市	518	251	370	485	134	288	2,046
壱岐市	449	188	217	334	78	117	1,383
五島市	538	289	303	445	148	179	1,902
西海市	463	219	314	375	104	105	1,580
雲仙市	637	348	408	515	163	180	2,251
南島原市	682	328	423	548	179	186	2,346
市 計	17,326	8,323	10,466	14,237	3,856	5,038	59,246
長与町	448	194	274	411	93	121	1,541
時津町	342	153	229	300	61	89	1,174
西 彼 計	790	347	503	711	154	210	2,715
東彼杵町	126	66	78	115	39	38	462
川棚町	206	73	152	205	52	56	744
波佐見町	204	107	125	195	62	65	758
東 彼 計	536	246	355	515	153	159	1,964
小値賀町	42	21	26	40	14	22	165
佐々町	174	64	103	124	35	37	537
北 松 計	216	85	129	164	49	59	702
新上五島町	285	158	160	257	79	80	1,019
南 松 計	285	158	160	257	79	80	1,019
町 計	1,827	836	1,147	1,647	435	508	6,400
県 計	19,153	9,159	11,613	15,884	4,291	5,546	65,646

3 年齢別・市町別

(令和6年3月31日現在)

市 町 村	6歳未満	6～18未満	18～65未満	65～70未満	70歳以上	計
長崎市	41	224	4,360	1,814	14,174	20,613
佐世保市	38	136	2,748	950	8,197	12,069
島原市	9	37	513	206	1,430	2,195
諫早市	19	93	1,392	528	3,568	5,600
大村市	20	80	1,070	364	2,388	3,922
平戸市	2	8	386	166	1,449	2,011
松浦市	1	10	252	130	935	1,328
対馬市	1	11	342	197	1,495	2,046
壱岐市	5	10	239	149	980	1,383
五島市	5	8	342	216	1,331	1,902
西海市	4	10	299	133	1,134	1,580
雲仙市	6	25	465	216	1,539	2,251
南島原市	4	20	454	232	1,636	2,346
市部 計	155	672	12,862	5,301	40,256	59,246
長与町	8	22	333	129	1,049	1,541
時津町	8	19	253	105	789	1,174
西彼杵郡 計	16	41	586	234	1,838	2,715
東彼杵町	1	7	103	41	310	462
川棚町	3	5	158	66	512	744
波佐見町	9	5	153	72	519	758
東彼杵郡 計	13	17	414	179	1,341	1,964
小値賀町	0	0	22	9	134	165
佐々町	5	9	98	58	367	537
北松浦郡 計	5	9	120	67	501	702
新上五島町	2	2	205	85	725	1,019
南松浦郡 計	2	2	205	85	725	1,019
郡部計	36	69	1,325	565	4,405	6,400
県 計	191	741	14,187	5,866	44,661	65,646

4 年齢別・障害別

(令和6年3月31日現在)

障害名			聴覚 平衡機能	音 声 言 語 そしゃく	肢体不自由					内部障害									合計
					上肢	下肢	体幹	脳原性		計	心臓	呼吸器	腎臓	膀胱 直腸	小腸	免疫	肝臓	計	
等級	年齢別	視覚																	
1級	6歳未満	3	2	0	24	15	15	1	2	57	29	5	1	1	1	0	2	39	101
	6歳以上18歳未満	15	2	0	117	74	28	4	3	226	61	11	6	0	1	0	10	89	332
	18歳以上65歳未満	359	92	6	974	644	254	43	18	1,933	914	43	1,306	6	3	18	85	2,375	4,765
	65歳以上70歳未満	160	50	5	305	165	43	7	1	521	371	19	550	1	0	2	36	979	1,715
	70歳以上	1,255	194	16	1,514	629	206	2	3	2,354	5,945	95	2,291	11	2	5	72	8,421	12,240
	うち75歳以上	987	132	10	1,117	451	142	0	0	1,710	5,118	72	1,520	6	2	3	27	6,748	9,587
	計	1,792	340	27	2,934	1,527	546	57	27	5,091	7,320	173	4,154	19	7	25	205	11,903	19,153
2級	6歳未満	0	12	0	2	6	5	0	0	13	0	0	0	0	1	0	0	1	26
	6歳以上18歳未満	3	49	0	29	36	7	1	0	73	0	2	0	2	1	0	0	5	130
	18歳以上65歳未満	311	414	12	899	615	328	17	5	1,864	11	2	4	4	2	43	17	83	2,684
	65歳以上70歳未満	134	76	5	353	154	96	4	0	607	11	2	4	1	1	3	7	29	851
	70歳以上	1,078	733	29	1,980	914	556	3	1	3,454	133	9	13	7	1	5	6	174	5,468
	うち75歳以上	882	608	21	1,452	695	405	1	1	2,554	119	7	9	4	1	0	5	145	4,210
	計	1,526	1,284	46	3,263	1,725	992	25	6	6,011	155	15	21	14	6	51	30	292	9,159
3級	6歳未満	0	11	0	1	5	0	0	0	6	13	2	0	3	0	0	0	18	35
	6歳以上18歳未満	3	12	1	12	21	18	0	1	52	29	4	0	10	0	0	0	43	111
	18歳以上65歳未満	59	132	59	558	376	221	15	3	1,173	493	69	58	59	8	34	8	729	2,152
	65歳以上70歳未満	24	32	60	158	220	73	2	0	453	261	40	25	13	1	1	1	342	911
	70歳以上	227	681	289	798	2,356	617	1	0	3,772	2,890	322	162	56	0	1	4	3,435	8,404
	うち75歳以上	183	617	182	594	1,959	488	1	0	3,042	2,358	247	125	36	0	0	3	2,769	6,793
	計	313	868	409	1,527	2,978	929	18	4	5,456	3,686	437	245	141	9	36	13	4,567	11,613
4級	6歳未満	0	7	0	1	2	0	0	0	3	1	0	0	3	0	0	0	4	14
	6歳以上18歳未満	2	14	4	11	23	0	0	0	34	12	3	0	14	1	0	0	30	84
	18歳以上65歳未満	59	148	149	277	911	10	3	7	1,208	620	31	8	378	10	22	8	1,077	2,641
	65歳以上70歳未満	21	66	38	121	591	3	1	0	716	335	14	6	238	0	2	4	599	1,440
	70歳以上	184	1,575	118	565	4,862	28	0	1	5,456	2,420	211	8	1,721	3	2	7	4,372	11,705
	うち75歳以上	145	1,446	63	436	3,976	25	0	1	4,438	1,852	166	6	1,331	3	1	3	3,362	9,454
	計	266	1,810	309	975	6,389	41	4	8	7,417	3,388	259	22	2,354	14	26	19	6,082	15,884
5級	6歳未満	0	0		1	1	1	0	0	3									3
	6歳以上18歳未満	3	1		4	10	5	0	0	19									23
	18歳以上65歳未満	113	13		243	534	163	7	1	948									1,074
	65歳以上70歳未満	47	2		81	322	76	0	0	479									528
	70歳以上	334	36		436	1,366	489	1	1	2,293									2,663
	うち75歳以上	278	27		324	1,015	392	1	1	1,733									2,038
	計	497	52		765	2,233	734	8	2	3,742									4,291
6級	6歳未満	0	12		0	0	0	0	0	0									12
	6歳以上18歳未満	0	35		3	23	0	0	0	26									61
	18歳以上65歳未満	50	243		205	367	0	3	3	578									871
	65歳以上70歳未満	23	129		108	158	1	1	0	268									420
	70歳以上	204	2,618		361	999	0	0	0	1,360									4,182
	うち75歳以上	169	2,358		263	740	0	0	0	1,003									3,530
	計	277	3,037		677	1,547	1	4	3	2,232									5,546
合計	6歳未満	3	44	0	29	29	21	1	2	82	43	7	1	7	2	0	2	62	191
	6歳以上18歳未満	26	113	5	176	187	58	5	4	430	102	20	6	26	3	0	10	167	741
	18歳以上65歳未満	951	1,042	226	3,156	3,447	976	88	37	7,704	2,038	145	1,376	447	23	117	118	4,264	14,187
	65歳以上70歳未満	409	355	108	1,126	1,610	292	15	1	3,044	978	75	585	253	2	8	48	1,949	5,865
	70歳以上	3,282	5,837	452	5,654	11,126	1,896	7	6	18,689	11,388	637	2,474	1,795	6	13	89	16,402	44,662
	うち75歳以上	2,644	5,188	276	4,186	8,836	1,452	3	3	14,480	9,447	492	1,660	1,377	6	4	38	13,024	35,612
	計	4,671	7,391	791	10,141	16,399	3,243	116	50	29,949	14,549	884	4,442	2,528	36	138	267	22,844	65,646

知的障害者支援

[知的障害者更生相談所]

[障害者権利擁護センター]

() 知的障害者更生相談所

1 設置の目的

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて、各都道府県が設置する知的障害者の福祉を図るための専門的な相談機関である。

主な業務は

- (1) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。
- (2) 18 歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行う。
- (3) 必要に応じ、巡回してこれらの業務を行うことができる。
- (4) 以上のほか、知的障害者の福祉に関することを行う。

2 業務内容

(1) 来所相談

専門的相談指導

18 歳以上の知的障害者に関する療育手帳制度や、障害者総合支援法、また、生活、職業、医療、障害基礎年金受給申請等の問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な助言・指導を行う。

判定・指導

18 歳以上の知的障害者を対象として、次のような判定を行うとともに、これに付随して必要な助言・指導を行う。原則的に市・町から依頼のあったものを対象とする。

ア 医学的判定

原(傷)病名及び障害の現況の把握等について、精神科嘱託医による医学的判定を行う。

イ 心理学的判定

心理学的検査(知能検査等)等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行う。

ウ 職能的判定

動作能力や作業条件に対する適応力を判定する。

(2) 巡回相談

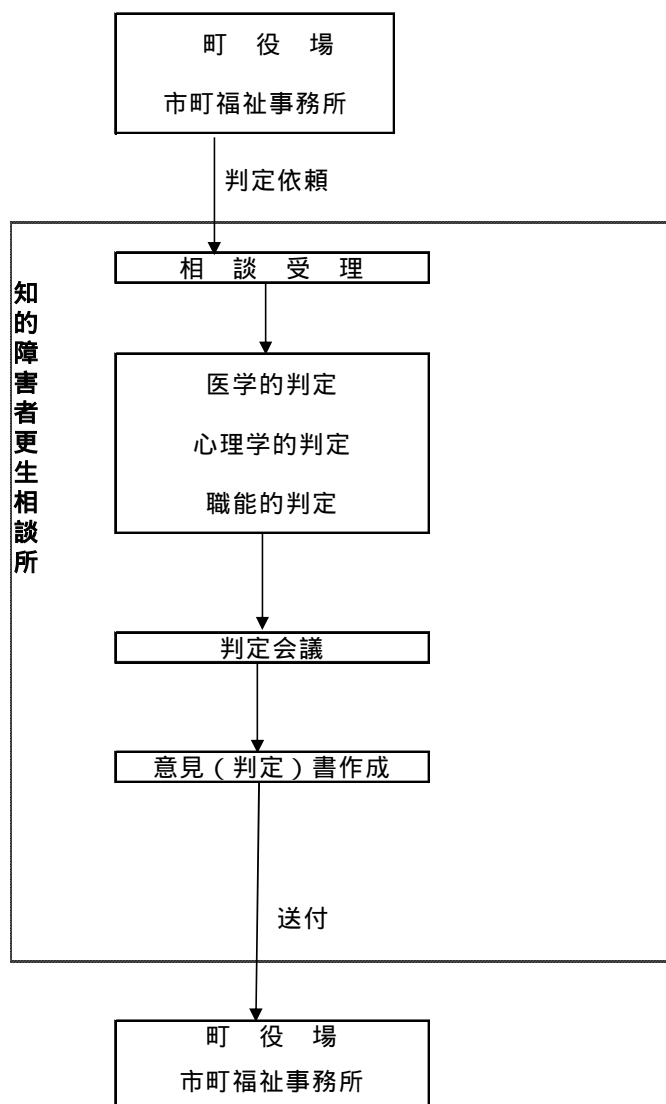
身体の障害等の理由で来所困難な方については、市・町や利用施設・病院等を訪問し、心理学的判定等を実施している。また、離島地区においては、県保健所にて心理学的判定等を実施。

(3) 関係機関との連絡調整

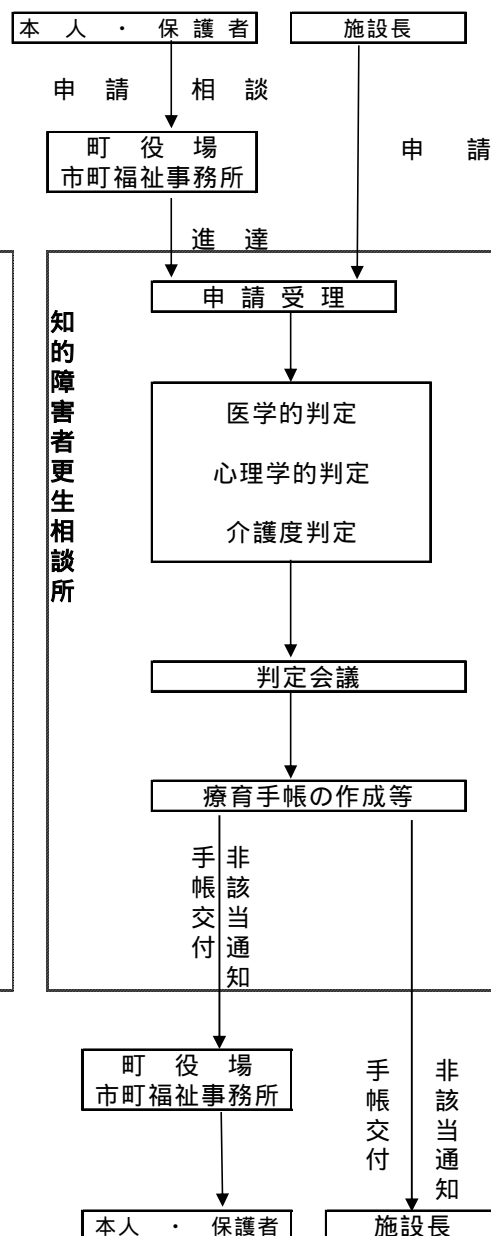
障害者雇用連絡会議に出席し、障害者雇用に関し、情報交換を行う。
必要に応じ、公共職業安定所等に情報を提供する。

3 相談判定業務と療育手帳交付事務

判定業務



療育手帳制度に係る判定及び交付業務



- * 療育手帳の交付事務は、児者に関わらず知的障害者更生相談所で一括して行っている。
 （長崎こども・女性・障害者支援センターは平成 23 年度から）
 （佐世保こども・女性・障害者支援センターは平成 28 年度から）

() 業務実績

1 相談内容別取扱件数

		実人員	相談内容（延べ件数）								計
			施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長 崎	来所	3,152	0	0	44	0	940	1	993	1,174	3,152
	巡回	12	0	0	0	0	0	0	12	0	12
	計	3,164	0	0	44	0	940	1	1,005	1,174	3,164
佐世保	来所	1,075	0	0	9	0	174	0	410	640	1,233
	巡回	6	0	0	0	0	0	0	6	0	6
	計	1,081	0	0	9	0	174	0	416	640	1,239
計	来所	4,227	0	0	53	0	1,114	1	1,403	1,814	4,385
	巡回	18	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	計	4,245	0	0	53	0	1,114	1	1,421	1,814	4,403

相談内容の多くはその他（療育手帳に係る記載事項変更やケース移管等）と療育手帳（交付、再判定等）であり、全体の約 73%を占めている。

残りは「生活」で主に IQ 証明書の発行であり、全体の 25%となっている。

2 判定件数・判定書等交付件数

		判定内容					判定書等交付件数			
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
長 崎	来所	53	496	0	31	580		514	404	918
	巡回		11		1	12		11	1	12
	計	53	507	0	32	592	0	525	405	930
佐世保	来所	52	230	0	7	289	0	240	232	472
	巡回	0	6	0	0	6	0	6	0	6
	計	52	236	0	7	295	0	246	232	478
計	来所	105	726	0	38	869	0	754	636	1,390
	巡回	0	17	0	1	18	0	17	1	18
	計	105	743	0	39	887	0	771	637	1,408

判定内容は心理判定が 743 件で、全体の約 84%を占めており前年度とほぼ同様である。

3 福祉事務所別相談件数

福祉事務所	相談内容								合計
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長崎市			4		90		226	462	782
佐世保市			4		98		225	381	708
島原市			3		10		29	62	104
諫早市			11		33		87	156	287
大村市			7		26		58	131	222
平戸市			0		11		25	62	98
松浦市			3		11		21	33	68
対馬市			0		3		32	50	85
壱岐市			0		17		37	27	81
五島市			1		10		33	73	117
西海市			2		5		23	27	57
雲仙市			8		13		35	79	135
南島原市			4		16		38	61	119
西 彼			1		15		34	53	103
東彼・北松			1		29		51	75	156
小値賀町			1		1		2	8	12
上五島					3		12	49	64
管 外			1		2		32	23	58
そ の 他			2		721	1	421	2	1,147
計	0	0	53	0	1,114	1	1,421	1,814	4,403

福祉事務所別では、人口の多い長崎市、佐世保市で全体の 34%を占める。なお、福祉事務所別の「その他」は地区が特定できない電話相談である。

4 判定書等文書対応件数（再掲）

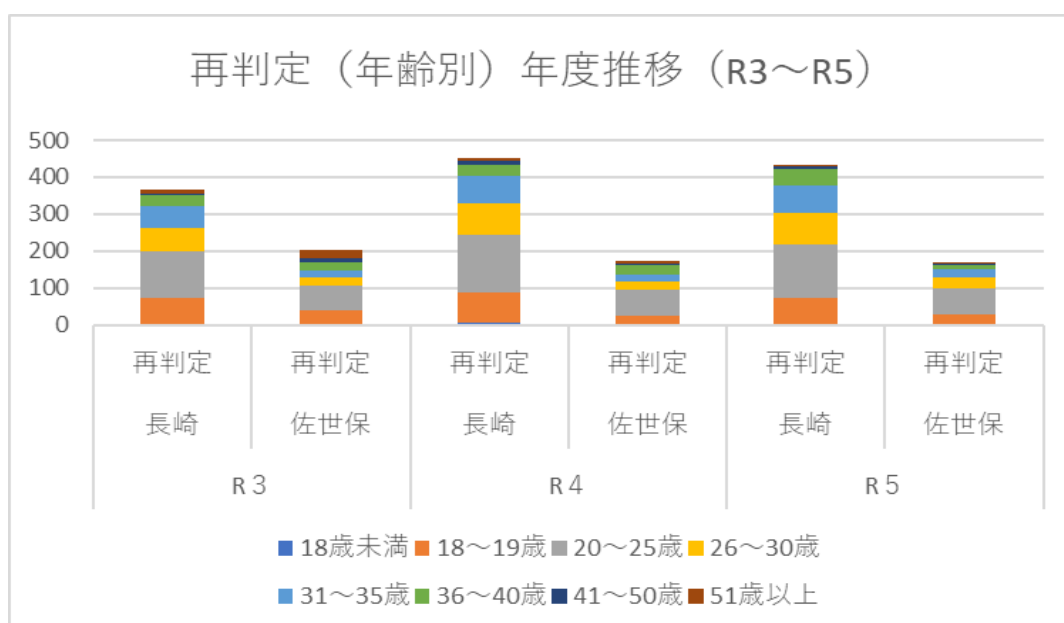
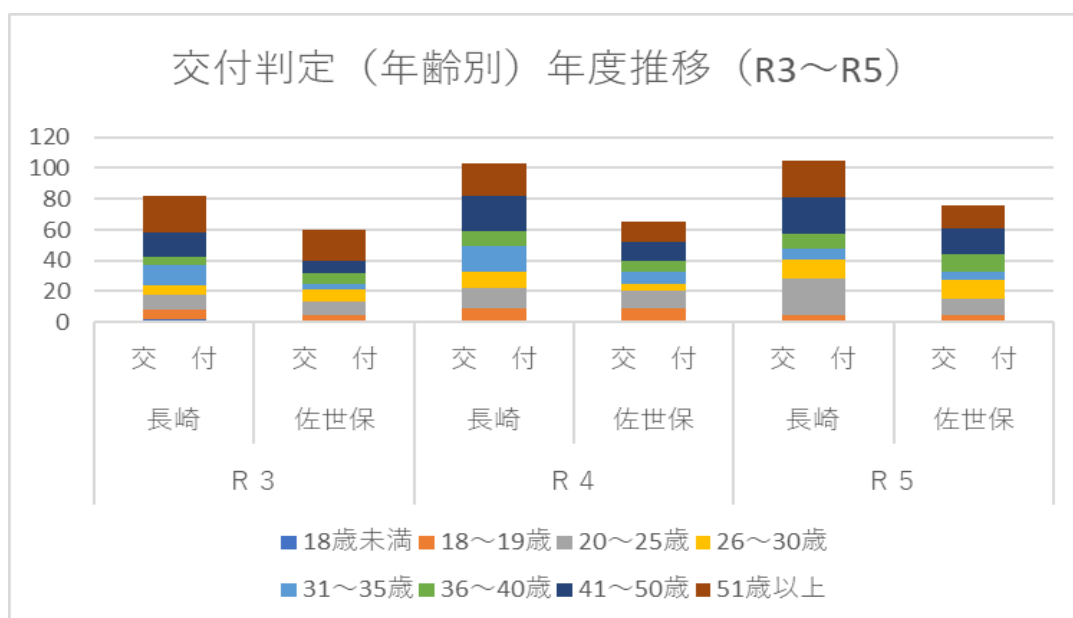
	記載事項 変更届	返還届	職安への 回答	警察への 回答	IQ証明書	ケース移 管	他機関から の判定依頼	他県からの情 報提供依頼及 び情報提供	計
長崎	724	141	42	83	221	225	7	38	1,481
佐世保	373	81	9	28	118	105	10	19	743
計	1,097	222	51	111	339	330	17	57	2,224

3 福祉事務所別相談件数のうち、文書で対応した件数（療育手帳発行を除く）を再掲している。項目としては、「職業」「生活」「その他」に該当するものとなる。

5 年齢別判定件数

年 齢			18歳未満	18～19歳	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51歳以上	計
長 崎	療育手帳	交 付	0	5	23	13	7	9	24	24	105
		再判定	0	73	146	85	73	44	7	6	434
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	78	169	98	80	53	31	30	539
佐 世 保	療育手帳	交 付	0	5	10	12	6	11	17	15	76
		再判定	0	30	71	27	24	12	2	4	170
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	35	81	39	30	23	19	19	246

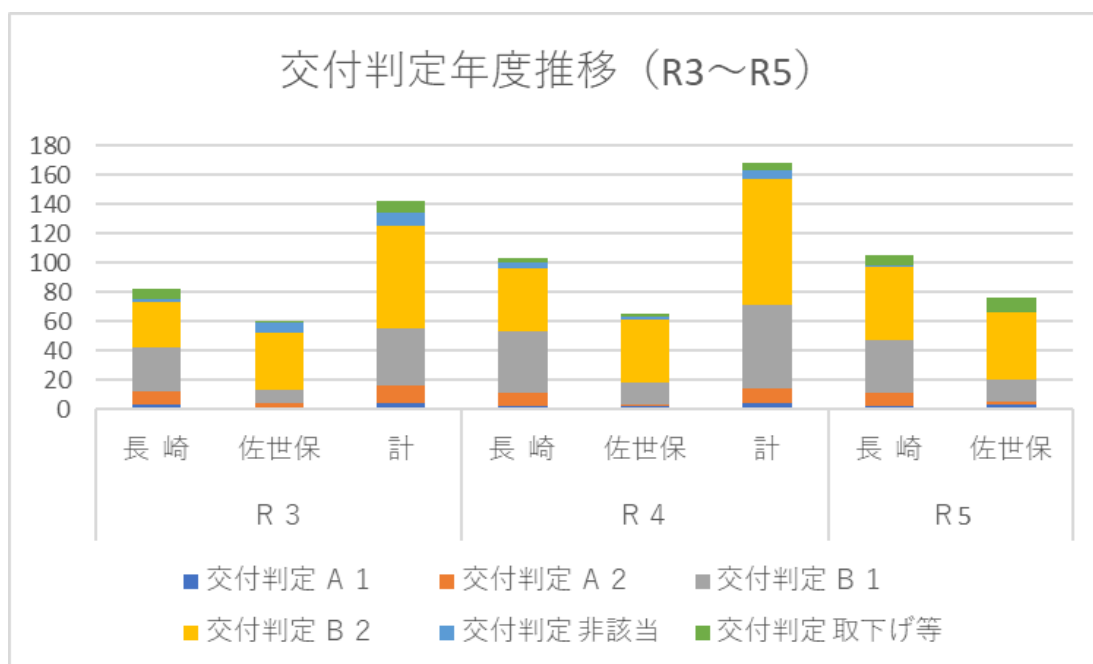
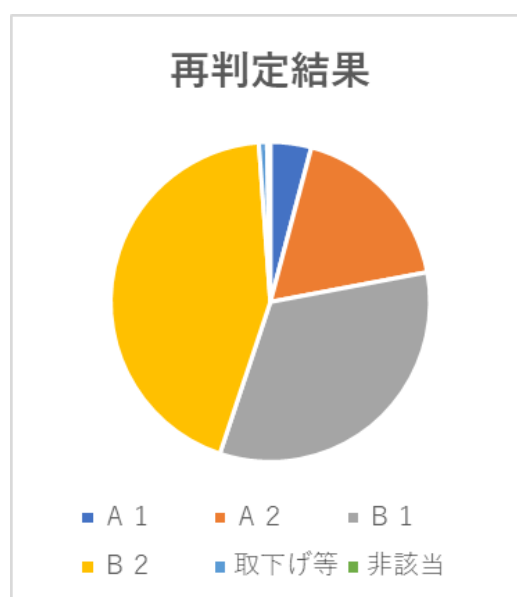
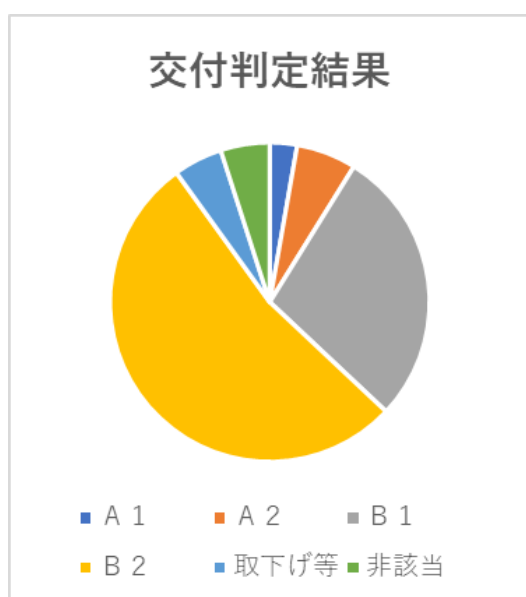
30歳以上の申請については、保護者の高齢化により、手帳を取得のうえ、福祉サービスを利用しながら自活に結びつけたいという動機からの申請が多い。

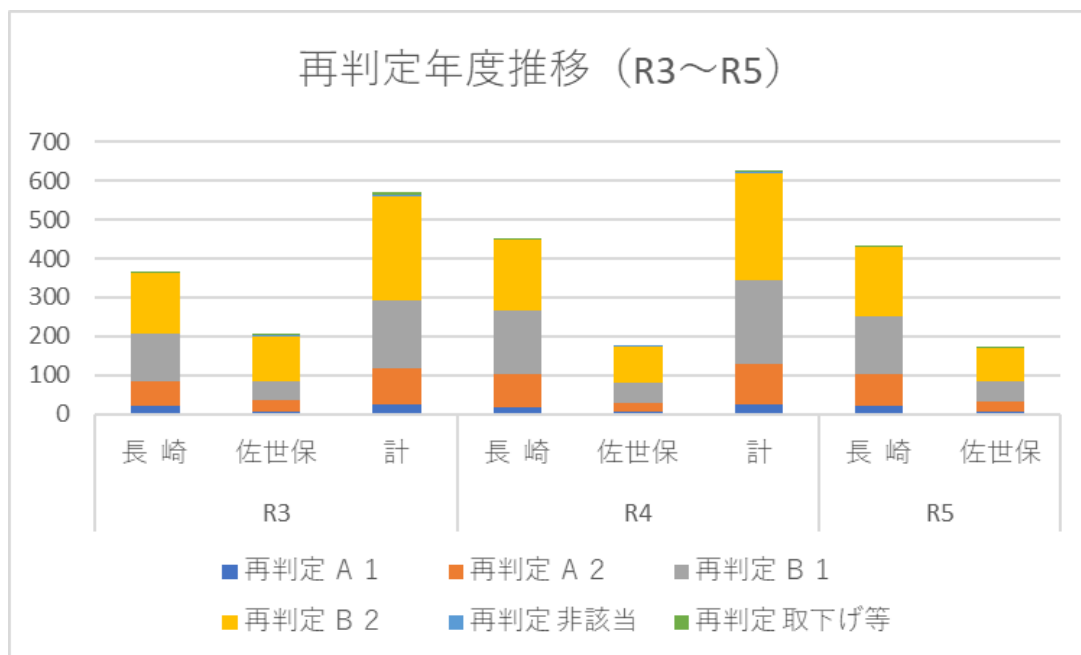


6 判定結果内訳

	交付判定							再判定							合計
	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	
長 崎	2	9	36	50	1	7	105	19	82	150	177	1	5	434	539
佐世保	3	2	15	46	8	2	76	6	26	50	87	1	0	170	246
計	5	11	51	96	9	9	181	25	108	200	264	2	5	604	785

- 注 1) 障害の程度表示：A 1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）。
 2) 再判定：障害程度の確認のため、手帳交付後一定期間を経て行う判定。
 3) 非該当：判定の結果、療育手帳の基準に該当しなかったもの。
 4) 取下げ等：申請が取下げられたもの、申請を却下したもの、申請書を返戻したものなど。





()療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

1 年齢・障害程度別 全県計

(令和6年3月31日現在)

障害別		療育手帳所持者数						
年齢別		A	A 1	A 2	B	B 1	B 2	計
6歳未満		0	36	76	0	58	60	230
6歳以上～15歳未満		0	353	281	0	397	733	1,764
15歳以上～18歳未満		0	129	95	0	174	510	908
小 計		0	518	452	0	629	1,303	2,902
18歳以上～30歳未満		0	674	425	0	740	1,757	3,596
30歳以上～40歳未満		0	623	372	0	601	783	2,379
40歳以上～50歳未満		1	589	413	0	637	596	2,236
50歳以上～60歳未満		2	582	442	2	654	553	2,235
60歳以上～65歳未満		2	247	217	3	339	240	1,048
65歳以上～70歳未満		3	207	193	1	283	187	874
70歳以上		6	285	428	0	606	262	1,587
	うち75歳以上	5	139	200	0	294	109	747
小 計		14	3,207	2,490	6	3,860	4,378	13,955
合 計		14	3,725	2,942	6	4,489	5,681	16,857
		A			B			計
18歳未満		970			1,932			2,902
18歳以上		5,711			8,244			13,955
計		6,681			10,176			16,857

2 市町別・程度別

(令和6年3月31日現在)

市町村名	A	A 1	A 2	B	B 1	B 2	計
長崎市	0	1,162	815	0	1,287	1,324	4,588
佐世保市	1	613	460	0	715	1,287	3,076
島原市	2	148	113	2	158	149	572
諫早市	1	394	307	2	448	517	1,669
大村市	2	278	208	1	335	473	1,297
平戸市	0	88	82	0	126	166	462
松浦市	0	44	67	0	100	151	362
対馬市	3	71	61	0	91	170	396
壱岐市	0	86	61	0	80	170	397
五島市	2	131	114	0	179	167	593
西海市	0	80	74	0	138	139	431
雲仙市	0	143	132	0	199	187	661
南島原市	0	133	128	0	191	159	611
市部計	11	3,371	2,622	5	4,047	5,059	15,115
西彼杵郡	2	156	131	1	174	186	650
長与町	2	96	78	1	98	101	376
時津町	0	60	53	0	76	85	274
東彼杵郡	0	101	76	0	128	269	574
東彼杵町	0	21	20	0	35	69	145
川棚町	0	41	26	0	42	109	218
波佐見町	0	39	30	0	51	91	211
北松浦郡	1	25	41	0	44	69	180
小値賀町	1	6	15	0	11	15	48
佐々町	0	19	26	0	33	54	132
南松浦郡	0	72	72	0	96	98	338
新上五島町	0	72	72	0	96	98	338
郡部計	3	354	320	1	442	622	1,742
合計	14	3,725	2,942	6	4,489	5,681	16,857



3 市町別・年齢別

(令和6年3月31日現在)

市町村名	～ 6	6 ～ 15	15 ～ 18	小計	18 ～ 30	30 ～ 40	40 ～ 50	50 ～ 60	60 ～ 65	65 ～ 70	70 ～	小計	合計
長崎市	58	499	245	802	945	674	646	619	287	217	398	3,786	4,588
佐世保市	36	258	153	447	676	449	429	452	174	156	293	2,629	3,076
島原市	6	61	23	90	137	70	66	84	39	27	59	482	572
諫早市	18	207	111	336	357	272	206	179	99	68	152	1,333	1,669
大村市	57	220	97	374	328	177	157	116	47	36	62	923	1,297
平戸市	8	36	18	62	75	59	72	86	32	29	47	400	462
松浦市	2	30	22	54	72	34	49	42	30	29	52	308	362
対馬市	3	42	22	67	81	43	52	63	33	26	31	329	396
壱岐市	2	34	28	64	102	60	41	40	25	26	39	333	397
五島市	1	29	16	46	118	67	81	107	60	46	68	547	593
西海市	6	37	19	62	83	55	67	52	29	29	54	369	431
雲仙市	4	56	35	95	123	90	94	79	50	52	78	566	661
南島原市	1	54	32	87	136	79	52	74	46	47	90	524	611
市部計	202	1,563	821	2,586	3,233	2,129	2,012	1,993	951	788	1,423	12,529	15,115
西彼杵郡	17	106	35	158	158	93	76	57	22	25	61	492	650
長与町	9	43	16	68	104	64	38	34	16	11	41	308	376
時津町	8	63	19	90	54	29	38	23	6	14	20	184	274
東彼杵郡	8	63	30	101	128	82	80	91	34	21	37	473	574
東彼杵町	2	14	7	23	33	18	23	26	7	8	7	122	145
川棚町	3	29	11	43	55	29	28	32	12	8	11	175	218
波佐見町	3	20	12	35	40	35	29	33	15	5	19	176	211
北松浦郡	2	18	10	30	33	31	20	20	9	9	28	150	180
小値賀町	2	2	2	6	5	10	2	6	5	4	10	42	48
佐々町	0	16	8	24	28	21	18	14	4	5	18	108	132
南松浦郡	1	14	12	27	44	44	48	74	32	31	38	311	338
新上五島町	1	14	12	27	44	44	48	74	32	31	38	311	338
郡部計	28	201	87	316	363	250	224	242	97	86	164	1,426	1,742
合計	230	1,764	908	2,902	3,596	2,379	2,236	2,235	1,048	874	1,587	13,955	16,857

() 障害者権利擁護センター

1 設置の目的

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、県に「障害者権利擁護センター」を設置することが義務づけられた。これにより、平成 25 年 4 月、長崎こども・女性・障害者支援センター内に「障害者権利擁護センター」を設置している。

2 業務内容

(1) 相談対応および関係機関との連携

障害者虐待（主として使用者による虐待）の相談・通報・届出を受け付けるとともに、市町、労働局等の関係機関と連携・協力し、対応を行っている。

例年、各市町障害者虐待防止センター・労働局・県本庁・県障害者権利擁護センター等が、情報交換等を通して各々の役割を発揮できるように、「市町障害者虐待防止センター等連携会議」を当センターで開催している。令和 5 年度は 10 月 6 日に開催し、20 機関 29 名の参加があった。

(2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催

障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待の防止と障害者に対する権利擁護の意識を高めることを目的に開催している。令和 5 年度は 12 月 6 日と 12 月 15 日に集合型による研修会を行い、188 名の受講があった。

(3) 広報・啓発

障害者虐待の周知や理解を深めるためにパンフレットを作成し、関係機関に配布している。同誌は当センターのホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

3 対応状況等

障害者虐待等に係る相談・通報・届出受理件数

市町からの問い合わせ・相談を含む

(1) 虐待種類別 対象者が重複障害の場合は主な障害の方に計上

年度	対象者 障害別	虐待種類別					総件数
		養護者によるもの	施設従事者によるもの	使用者によるもの	その他・不明	計	
R 3	身体	2		2		4	2 3
	知的		3	3	1	7	
	精神	1		9		1 0	
	その他・不明	2				2	
R 4	身体		1			1	3 0
	知的	5	3	4		1 2	
	精神	3	7	1		1 1	
	その他・不明	1	2	3	0	6	
R 5	身体		2	1	1	4	2 5
	知的		3	9		1 2	
	精神		1	6		7	
	その他・不明			2	1	2	

(2) 内容別

年度	対象者障害別	虐待内容別（重複あり）							総件数
		身体的	性的	心理的	放棄・ 放置	経済的	その他・ 不明	計	
R 3	身 体	1		3				4	2 7
	知 的	1	1	5		2		9	
	精 神	1		9		1		1 1	
	その他・不明	2				1		3	
R 4	身 体				1			1	3 2
	知 的	3		3		7		1 3	
	精 神			8	1	2		1 1	
	その他・不明	2		3		2		7	
R 5	身 体	2					1	4	2 6
	知 的	1	1	4	3	1		1 2	
	精 神			6		3		7	
	その他・不明	1		2		1		3	

使用者による虐待については、通報受理後、すみやかに労働局に報告を行い、他の種類に関しても、関係機関と連携を図り対応した。

4 研修会等

9月19日～21日	厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 集合型研修受講（当所より1名受講）
10月6日	市町障害者虐待防止センター等連携会議（当所主催） 集合型研修として開催（オンライン形式での参加者もあり）
12月6日、 12月15日	県障害者虐待防止・権利擁護研修会（当所主催） 集合型研修として開催。

Ⅵ 精 神 障 害 者 支 援

こころの健康保持増進

[精神保健福祉センター]

[ひきこもり地域支援センター]

[高次脳機能障害支援センター]

(I) 精神保健福祉センター(精神保健福祉課)

1 設置の目的

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条(精神保健福祉法)に基づき設置され、知識の普及、調査研究および精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導を行うとともに、保健所およびその他の精神保健福祉関係諸機関に対する技術指導・援助、そして精神保健福祉手帳および自立支援医療費(精神通院医療)に関する専門的判定・交付、精神医療審査会の事務を行う、精神保健および精神障害者の福祉に関する総合的技術センターである。

2 業務内容

(1) 企画立案

県および関係機関への提案・意見具申

(2) 技術指導及び技術援助

保健所等に対する技術指導・技術援助

(3) 人材育成(教育研修)

地域精神保健医療福祉研修の開催

(4) 普及啓発

県民に対し精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発活動(パンフレットの配布、教材の貸し出し等)

(5) 調査研究

「保健所における地域精神保健活動」等調査研究の実施

(6) 精神保健福祉相談

来所相談、電話相談、外来診療の実施

(7) 組織育成

セルフヘルプグループの育成・支援

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神科病院への入院の適否および入院患者の処遇改善・退院請求に関する、精神医療審査会の開催とその事務

(9) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療費に関する支給決定・交付及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定

(10) その他

- ①心の健康づくり推進事業(こころの電話)
- ②学校危機へのこころの緊急支援事業(こころの緊急支援対策システム整備事業)
- ③精神障害者社会参加促進事業
- ④自殺総合対策事業
- ⑤依存症関連事業
- ⑥災害時こころのケア体制整備事業

- ⑦精神保健福祉従事者の資質向上
- ⑧ひきこもり地域支援センター
- ⑨高次脳機能障害支援センター

(Ⅱ) 業務実績

1 企画立案

適宜実施（県庁各課及び関係機関の会議・協議等への出席）。

2 技術指導及び技術援助

保健所等の関係機関が行う地域精神保健福祉活動に対し、専門的な立場から技術指導・援助・協力を行うものである。

※平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、ひきこもり地域支援センターで計上を行っていたが、平成 26 年度からひきこもりに関する相談も精神保健福祉相談に計上。

表 1) 関係機関に対する技術援助回数

	業務 検討会	会 議	研 修 会 等	講 義	業務 相談	連絡 調整	事例検 討会※ ₁	ケース 相談※ ₂	情 報 提供	その他	合 計
保 健 所	13	3	10	5	7	1	1	11	5	4	60
市 町	0	0	2	0	5	0	0	1	4	1	13
福祉機関※ ₃	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3
教育機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関	0	0	0	2	0	0	0	1	3	1	7
県（行政）※ ₄	2	1	0	1	13	1	0	2	2	2	24
そ の 他※ ₅	2	3	0	6	69	1	0	5	9	0	95
計	17	7	12	14	94	3	1	22	24	8	202

※₁ 事例検討会：事例への対応について助言者がスーパービジョンするもの

※₂ ケース相談：事例検討会以外の形態の事例相談・検討

※₃ 福祉機関：福祉事務所、障害者総合支援法関係施設、社会福祉施設 等

※₄ 県（行政）：保健所、福祉事務所を除く県の機関

※₅ その他：警察関係・司法関係、報道関係、地域活動所、他県機関等

経年的にみた関係機関別の技術援助回数は、表 2 のとおりである。

表 2) 経年的にみた関係機関別技術援助回数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保 健 所	46	112	130	50	80	60
市 町	30	20	23	7	30	13
福祉機関	5	12	12	9	7	3
教育機関	0	0	0	0	0	0
医療機関	11	15	7	41	16	7
県（行政）	3	84	112	76	63	24
そ の 他	5	38	38	65	79	95
計	100	281	322	248	275	202

(1) 保健所

保健所に対する技術援助の実施回数

	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬	長崎市	佐世保市	不明	合計
会 議	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
研 修 会 等	1	1	5	2	0	0	0	0	0	1	0	10
業 務 相 談	1	1	2	0	0	0	1	1	1	0	0	7
連 絡 調 整	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0	7
ケース相談	8	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	11
情 報 提 供	1	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	5
講 義	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	5
そ の 他	2	1	3	3	2	0	1	2	3	1	0	18
合 計	16	8	13	7	4	3	2	5	5	3	0	66

<保健所支援事業>

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所に対して専門性の高い相談、広域的な対応が必要な事業への技術的支援を行った。

保健所名	回数	内 容
西彼保健所	3 回	・ひきこもり支援者向け研修会での講師 ・ひきこもり家族のつどいでの講師、開催についての助言 ・ひきこもり担当者連絡会
県央保健所	2 回	・県央保健所管内警察署連絡会 ・県央保健所精神科救急医療連携事業意見交換会
県南保健所	3 回	・ひきこもり支援関係者連絡会・研修会（助言者） ・県南地域リハ広域支援センター主催、保健所共催で高次脳機能障害に関する研修会の企画への助言及び研修会講師 ・精神科救急医療研修での基調講演及び意見交換におけるオブザーバー
県北保健所	2 回	・県北地域ひきこもり関係者研修会の講師・助言者 ・佐世保・県北地域切れ目のない医療を考える研修会（精神科救急医療連携）の講師・助言者
上五島保健所	1 回	・地域精神保健医療福祉協議会へオブザーバー
壱岐保健所	1 回	・壱岐地域不登校・ひきこもり支援連携会議での研修講師
対馬保健所	1 回	・「ひきこもり家族懇話会」における講師派遣（当事者もしくは家族）
長崎市保健所	1 回	・長崎市職員向け研修会講師
佐世保市保健所	2 回	・高次脳機能障害への具体的支援について（障害者事業所等の職員向け研修の講師） ・ひきこもり関係者事例検討会での助言
計	16 回	

(2) 実習・見学受け入れ、講師派遣

技術援助として実習・見学の受け入れや講演会・研修会の講師派遣を実施している。
内訳は以下のとおりである。

① 実習・見学

・なし

② 講演会・研修会の講師等派遣

実施日	名 称 お よ び 演 題	主 催	参加人数	従事者(職種)
R5. 6. 6	県政出前講座	長崎県測量設計コンサルタツツ協会	156	専門相談員
R5. 6. 23	要保護児童対策調整基幹の調整担当者研修会	こども家庭課	37	保健師
R5. 6. 25	長崎県のつどい	NPO 法人フリースペースふきのとう	不明	OT
R5. 6. 27	令和 5 年度西彼保健所地区薬物乱用防止指導員研修会	西彼保健所	29	医師 保健師
R5. 6. 29	令和 5 年度県央保健所地区薬物乱用防止指導員研修会	県央保健所	50	医師 社福
R5. 7. 21	依存症研修会	あきやま病院	49	保健師
R5. 8. 2	令和 5 年度壱岐保健所地区薬物乱用防止指導員研修会	壱岐保健所	10	社福 保健師
R5. 8. 29	県政出前講座	総務省 長崎行政監視行政相談センター	26	OT
R5. 10. 4	県南保健所ひきこもり支援関係者連絡会・研修会	県南保健所	23	OT
R5. 11. 11 R5. 11. 12	ギャンブル等依存症支援者養成研修	長崎大学病院	33	医師
R5. 11. 25	県政出前講座	佐々町社会福祉協議会	100	OT
R5. 11. 27	家族勉強会	大村市社協	11	OT
R5. 11. 28	壱岐地域不登校・ひきこもり支援連絡会議及び研修会	壱岐保健所	19	OT
R5. 11. 29	県政出前講座	総務省 長崎行政監視行政相談センター	13	OT
R5. 12. 2	県北地域ひきこもり関係者研修会	県北保健所	60	OT
R5. 12. 6	障がい福祉サービス事業所研修会（専門講座）	佐世保市保健所	44	PT
R5. 12. 17	長崎県高次脳機能障害リハビリテーション講習会	長崎県リハビリテーション講習会実行委員会	74	PT

R6. 1. 13	生活困窮者自立支援制度人材養成研修	福祉保健課	38	医師 OT
R6. 1. 25	長崎市職員研修会	長崎市地域保健課	30	医師 OT 社福
R6. 2. 22	佐世保県北地域切れ目のない医療を考える交流会	県北保健所	48	医師
R6. 3. 6	令和5年度薬物事犯による矯正施設入所者の引受人会	長崎保護観察所易	10	保健師
R6. 3. 16	小児研修会	長崎県言語聴覚士会	16	PT
R6. 3. 21	大村市障害者自立支援協議会専門研修会	大村市障害者自立支援協議会	不明	PT

P S W＝精神保健福祉士 C P＝臨床心理士 O T＝作業療法士

P T＝理学療法士 S T＝言語聴覚士 社福＝社会福祉士

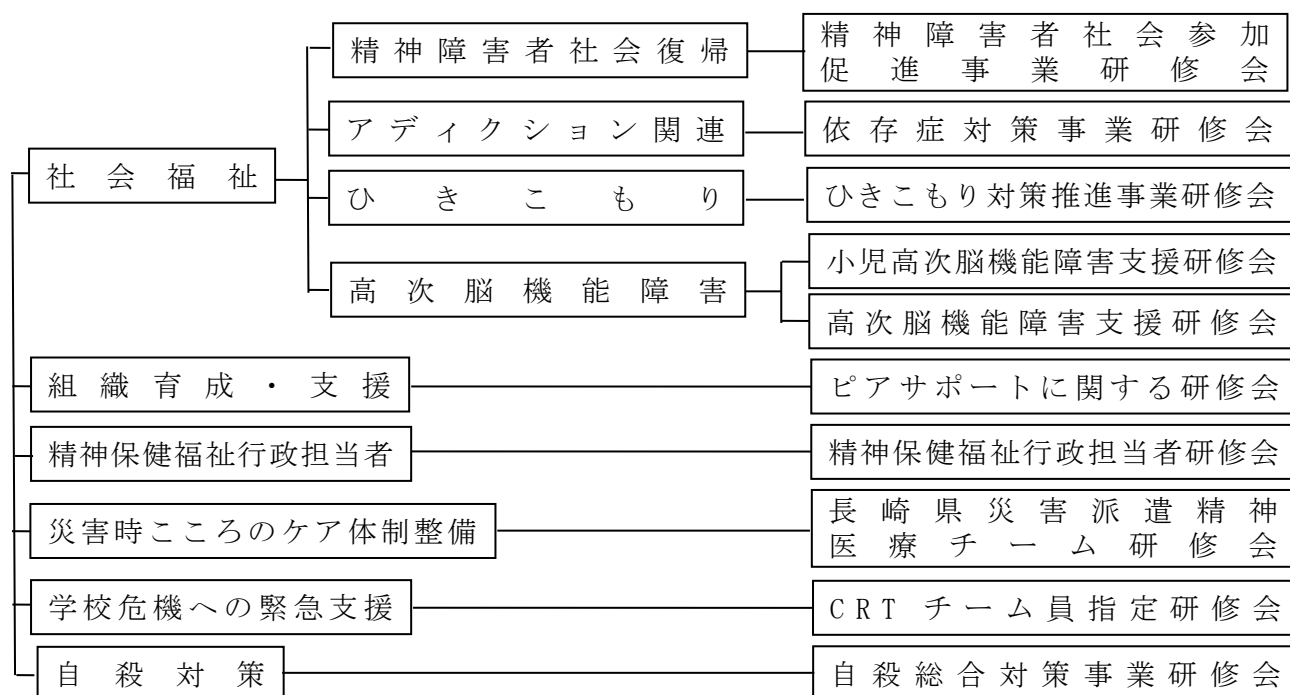
3 人材育成（教育研修）

（１）研修の概要

平成 12 年度から研修の充実を図るため、「地域精神保健医療福祉研修会」として、図 1 のように系統的に再編し実施している。内容も講義だけでなく、現場での実践に生かせるよう演習などの形式も取り入れている。

内容的には、継続的に実施しているものもあれば、精神保健福祉の現状に即し、その時に必要とされるものを実施する。

図 1 『地域精神保健医療福祉研修体系』



<研修対象>

社会福祉・・・保健所、医療機関、福祉事務所、児童相談所、市町、社会復帰施設等において、精神保健福祉医療に関する業務に従事している者。

組織育成・支援・・・セルフヘルプグループ活動を行っている当事者及び家族、活動支援に従事している者。また、セルフヘルプグループ活動に関心のある当事者等。

精神保健福祉行政担当者・・・保健所、市町等の行政機関において、精神保健福祉業務従事している者。

災害時こころのケア体制整備・・・県内精神科病院及び県立保健所、その他長崎県内 DPAT 関係職員。

学校危機への緊急支援・・・C R T 登録員及び登録希望者、緊急支援事業の普及啓発のため学校、教育委員会関係者。

自殺対策・・・保健所、市町等において、自殺対策に関する業務に従事している者。

(2) 実 績

研修会名	実施日	参加内訳（上段：機関数、下段：参加人数）									合 計
		保健所	市町	福祉事務所	医療機関	介護保険施設	設 障害者支援施	社会福祉施設	その他	(再)当事者家族	
令和5年度ギャンブル等依存症講演会	5/20	5	4		5		1	5	24		44
		12	8		10		1	6	36		73
令和5年度ひきこもり対策推進事業保健所担当者会議・研修会	6/1	8	16				1	1	1		27
		20	42				1	2	1		66
令和5年度ひきこもり支援職員研修会	7/10	8	20	3	11	8	10	10	19		89
		20	106	11	22	11	15	24	35		244
令和5年度CRT登録研修会	7/31	7	4	1	6			1	38		57
		21	4	1	6			1	56		89
令和5年度小児高次脳機能障害学習会	8/19								14	(9)	14
									14	(9)	14
令和5年度精神保健福祉中堅者研修会	9/8	7	11						1		19
		15	28						1		44
精神保健福祉法改正に伴う市町相談支援実態調査説明会	9/25	8	20								28
		13	36								49
令和5年度高次脳機能障害支援研修会	11/20	9	4		28		11	1	32	(2)	85
		11	5		59		13	1	47	(2)	136

令和５年度ひきこもり 支援関係者スキルア ップ研修会	11/21	8	14	1	11	11	7	12	16		80
		13	53	3	18	22	10	32	22		173
長崎県災害派遣精神 医療チーム研修会	12/17	5			9						14
		5			14						19
DPAT 派遣報告会	1/30								1		1
									46		46
令和５年度ギャンブル 等依存症相談窓口関 係者研修会	2/21		5					10	4		19
			13					21	5		39
令和５年度 CRT フォロ ーアップ研修会	2/24	3	2		2				5		12
		3	2		2				10		17
令和５年度ひきこもり 対策推進事業担当者 研修会	2/28	8	11								19
		11	22								33
精神保健福祉法改正 に伴う市町相談支援 実態調査報告会	3/5	7	21								28
		18	60								78
機関数合計		83	132	5	72	19	30	40	155	(11)	536
参加者数合計		162	379	15	131	33	40	87	273	(11)	1120

4 普及啓発

(1) 講演会 (長崎県精神保健福祉協会と共催分)

月日	主催者	場所	講師	テーマ・内容	人数
R5. 6. 16	認知症の人と家族の会 島原お城の会	森岳公民館	キタ忍 歯科医院 医師	知ってほしいオーラルケア ～お口のおとろえ対策で 認知症予防～	50
R5. 7. 22	認知症の人と家族の会 長崎県支部 雲仙地区かおり会	雲仙市千々石町公民館	愛野記念病院緩和ケア内科 医師	今を生きる人のもしもの話 ～認知症を取り巻く不確かな喪失と困難に向かう力～	50
R5. 7. 22	認知症の人と家族の会 長崎県支部 諫早つつじ会	諫早市社会福祉会館 2階多目的ホール	そよかぜクリニック 医師	私が認知症になったとき /みんなで考えよう	120
R5. 9. 16	精神障害者家族会 ゆみはり会	佐世保市ボランティアセンター	長崎県相談支援者専門協会 代表	①親亡き後の当事者の生活設計について ②兄弟姉妹との関わりについて	30
R5. 9. 28	時津町	時津公民館	長崎県発達障害者支援センター係長	発達障害の理解と対応について	100
R5. 11. 4	認知症の人と家族の会 壱岐地区会	壱岐市芦辺町つばさ	認知症本人 長崎県希望大使	「長崎県希望大使からのメッセージ」 認知症の人の気持ちを理解し、家族や地域及び医療・福祉・介護等の関係機関のかかわり方について学習する	50
R5. 11. 18	認知症の人と家族の会 大村わらべ会	プラットおおむら4階 大会議室A	大村共立病院院長	地域で支え合うヤングケアラ支援	51
R5. 11. 25	認知症の人と家族の会 長崎県支部 佐世保地区会 はなみずき会	佐世保市まちなか コミュニティセンター	佐世保中央病院 認知症疾患医療センター顧問	第1部 認知症になってもあきらめないで！！ 第2部 認知症の疑問にお答えします	90
R5. 12. 9	長崎子ども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課	福江文化会館	長崎県精神医療センター院長	こころの健康ってなに？ ～メンタルヘルスをやさしく考える～	130
R5. 12. 9	認知症の人と家族の会 あじさい会	茂里町ハートセンター 2F 研修室 (ハイブリッド方式)	長崎県希望大使	①若年者認知症ご本人のお話 ②特別講演もっと知ろう もっと語ろう認知症	160

R6. 1. 11	長崎県ひきこもり家族会「花たば」	長崎こども・女性・障害者支援センター	「風まかせ」主宰	「クオリティオブライフ」ひとりひとりが人生の内容や質を高め、自分らしい生活を送りこれからの人生に幸福を見出せるか！	20
R6. 2. 20	野の花風館	野の花風館	雲仙市役所健康づくり課 保健師・管理栄養士	食べ方次第で健康に～心と体の健康は、日々の食生活から～	50
R6. 2. 28	小値賀町福祉事務所	小値賀町離島開発総合センター	医) 昌和会 見立病院 看護部長	こころの不調を理解し、地域で支え合う共生社会の実現をめざして	24
R6. 3. 10	共生会とよたけ	共生会とよたけ	うえき心療内科クリニック院長	「精神科のよもやま話」講演者および参加者とのディスカッション	80
講演会開催数 14 回 参加人数合計 1,005 人					

(2) 刊行物

＜パンフレット、リーフレット＞

- ・高次脳機能障害支援のための長崎県内医療機関一覧 (Vol. 5)
- ・あなたが大切～自殺から目をそらさないで！命を守るために～
- ・つながらんば～不登校ひきこもり社会資源ガイドブック～
- ・つながらんば～不登校ひきこもり社会資源ガイドブック (ダイジェスト版) ～

※上記刊行物は当センターのホームページ（[長崎こども・女性・障害者支援センター](#)で検索）からダウンロードができます。

(3) 教材貸出

	図書	ビデオ	パネル	DVD
回数	0 回	0 回	1 回	0 回
貸出数	0 冊	0 本	10 枚	0 枚

5 調査研究

(1) 研究発表

- ・第 59 回全国精神保健福祉センター研究協議会

長崎県の「8050」世帯の現状と課題について

～ひきこもりの長期・高年齢化と「8050」世帯に関する実態調査の結果をふまえた、当センターの取組みについて～

長崎こども・女性・障害者支援センター（長崎県ひきこもり地域支援センター）

- ・ 令和 5 年度長崎県公衆衛生研究発表会
市町における精神保健相談体制実態調査について
長崎こども・女性・障害者支援センター

- ・ 第 30 回 長崎県作業療法学会
当センターでのひきこもり家族教室開始時の日本版 GHQ30 のスコアの特徴について
—総得点のカットオフ値による要素スケールの違いについて—
長崎こども・女性・障害者支援センター

6 精神保健福祉相談（外来診療を含む）

（１）面接相談および診療の実績

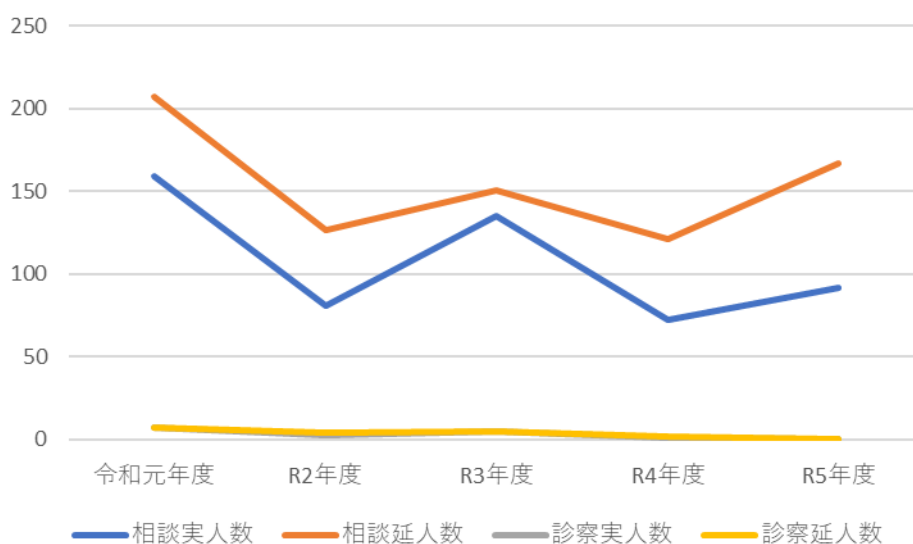
区 分	実人数									延件数			
	新規来所者			継続来所者			合計						
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	不明	計
相 談	43	30	73	9	10	19	52	40	92	97	70	0	167
診 療	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	43	30	73	9	10	19	52	40	92	97	70	0	167

新規来所者：初めて当センターに来所した者

継続来所者：令和５年度以前にも来所したことがある者

延件数：実人数（新規及び継続来所者）が継続相談・診療をした総件数

① 経年的に見た相談・診療の実延件数（令和元年度～令和５年度）



	令和元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
相談実人数	159	81	135	72	92
相談延人数	207	127	151	121	167
診察実人数	7	3	5	1	0
診察延人数	7	4	5	2	0

②新規来所者（実数）の来所経路

区 分	相談	診療	計	割合(%)
相談者自身	29	0	29	39.7
家族から勧められて	9	0	9	12.3
知人・友人の紹介	4	0	4	5.5
精神科病院	0	0	0	0.0
保健所	1	0	1	1.4
市町	6	0	6	8.2
その他	24	0	24	32.9
合 計	73	0	73	100.0

③来所者

区 分	実人数	延件数	割合(延、%)
本人※	36	94	56.3
父・母	39	48	28.7
配偶者	7	15	9.0
同胞、その配偶者	7	7	4.2
子ども、その配偶者	0	0	0.0
その他	3	3	1.8
合 計	92	167	100.0

※「本人」は家族などが同伴した場合も含む

④年齢別

年齢区分	実人数			延件数			
	相談	診療	計	相談	診療	計	割合(%)
0～15 歳	2	0	2	2	0	2	1.2
16～19 歳	5	0	5	6	0	6	3.6
20～29 歳	19	0	19	29	0	29	17.4
30～39 歳	17	0	17	40	0	40	24.0
40～49 歳	20	0	20	25	0	25	15.0
50～59 歳	16	0	16	37	0	37	22.2
60 歳以上	12	0	12	27	0	27	16.2
不明	1	0	1	1	0	1	0.6
合 計	92	0	92	167	0	167	100.0

⑤住所別

市 町	実人数			延件数			
	相談	診療	計	相談	診療	計	割合(%)
長崎市	61	0	62	116	0	116	69.5
佐世保市	4	0	4	9	0	9	5.4
島原市	0	0	0	0	0	0	0.0
諫早市	6	0	6	7	0	7	4.2
大村市	2	0	2	2	0	2	1.2
平戸市	0	0	0	0	0	0	0.0
松浦市	0	0	0	0	0	0	0.0
対馬市	0	0	0	0	0	0	0.0
壱岐市	0	0	0	0	0	0	0.0
五島市	0	0	0	0	0	0	0.0
西海市	0	0	0	0	0	0	0.0
雲仙市	3	0	3	3	0	3	1.8
南島原市	0	0	0	0	0	0	0.0
西彼杵郡	10	0	10	17	0	17	10.2
東彼杵郡	2	0	2	8	0	8	4.8
北松浦郡	0	0	0	0	0	0	0.0
南松浦郡	0	0	0	0	0	0	0.0
県外	4	0	4	5	0	5	3.0
不明	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計	92	0	92	167	0	167	100.0

⑥相談内容

内容	実人数			延件数			
	相談	診療	計	相談	診療	計	割合(%)
老人精神保健	0	0	0	0	0	0	0.0
社会復帰	0	0	0	0	0	0	0.0
アルコール	5	0	5	5	0	5	3.0
薬物	2	0	2	2	0	2	1.2
ギャンブル	25	0	25	74	0	74	44.3
ゲーム障害	1	0	1	1	0	1	0.6
その他の依存	5	0	5	7	0	7	4.2
ひきこもり	33	0	33	52	0	52	31.1
思春期	0	0	0	0	0	0	0.0
心の健康づくり	1	0	1	1	0	1	0.6
うつ・うつ状態	1	0	1	1	0	1	0.6
摂食障害	1	0	1	1	0	1	0.6
てんかん	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	18	0	18	23	0	23	13.8
(該当内容を再掲)	1. 発達障害	(3)	(0)	(3)	(3)	(0)	(3)
	2. 自殺関連	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	3. 自殺者の遺族	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	4. 犯罪被害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	5. 災害	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	6. 摂食障害	(1)	(0)	(1)	(1)	(0)	(1)
合 計	92	0	92	167	0	167	100.0

※平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、「ひきこもり地域支援センター」の項に別途計上していたが、平成 26 年度から精神保健福祉相談に含めて計上し、「ひきこもり地域支援センター」の項には再掲とする。

(2) 電話相談

①経年的にみた電話相談件数

※平成 25 年度から、ひきこもりに関する相談については、「ひきこもり地域支援センター」の項に別途計上していたが、平成 26 年度から精神保健福祉相談に含めて計上し、「ひきこもり地域支援センター」の項には再掲とする。



②相談者

区 分	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
本人	248	355	5	3,074	87.3
父・母	61	51	12	157	4.5
配偶者	23	7	0	40	1.1
同胞・その配偶者	25	19	0	50	1.4
子ども・その配偶者	14	17	0	39	1.1
その他の親族	3	5	4	15	0.4
知人・隣人	9	13	6	33	0.9
同僚・上司	1	1	2	6	0.2
機関	10	10	7	36	1.0
その他	10	8	7	26	0.7
不明	4	11	17	43	1.2
合 計	408	497	60	3,519	100.0

③年齢別（対象者）

年齢区分	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
0～6 歳	0	0	0	0	0.0
6～12 歳	2	2	2	7	0.2
12～15 歳	11	3	0	16	0.5
15～19 歳	23	20	5	57	1.6
20～29 歳	58	61	3	170	4.8
30～39 歳	50	46	1	203	5.8
40～49 歳	40	42	2	618	17.6
50～59 歳	46	43	2	1,558	44.3
60 歳以上	32	58	2	382	10.9
不明	146	222	43	508	14.4
合 計	408	497	60	3,519	100.00

④住所別

市 町	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
長崎市	118	128	13	1,791	50.9
佐世保市	36	36	1	129	3.7
島原市	7	11	1	31	0.9
諫早市	29	21	1	237	6.7
大村市	16	24	1	57	1.6
平戸市	1	3	1	5	0.1
松浦市	2	1	0	35	1.0
対馬市	3	5	0	9	0.3
壱岐市	1	1	0	2	0.1
五島市	4	13	0	24	0.7
西海市	1	2	1	5	0.1
雲仙市	6	4	2	15	0.4
南島原市	3	3	1	214	6.1
西彼杵郡	11	9	0	283	8.0
東彼杵郡	6	5	1	32	0.9
北松浦郡	1	1	0	13	0.4
南松浦郡	2	2	1	7	0.2
県外	21	29	2	125	3.6
不明	140	199	34	505	14.4
合 計	408	497	60	3,519	100.0

⑤相談内容

内 容	男性	女性	不明	延件数	割合(%)
老人精神保健	2	15	1	26	0.74
社会復帰	1	0	0	1	0.03
アルコール	22	9	3	44	1.25
薬物	5	3	0	9	0.26
ギャンブル	50	9	1	95	2.70
ゲーム障害	5	1	1	8	0.23
その他の依存	5	5	2	17	0.48
ひきこもり	42	28	9	108	3.07
思春期	5	2	1	8	0.23
心の健康づくり	21	25	0	59	1.68
うつ・うつ状態	41	70	4	195	5.54
摂食障害	0	5	0	5	0.14
てんかん	1	2	0	3	0.09
その他	208	323	38	2,941	83.57
(該当内容を再掲)	1. 発達障害	(2)	(3)	(0)	(8)
	2. 自殺関連	(37)	(51)	(3)	(123)
	3. 自殺者の遺族	(1)	(4)	(0)	(11)
	4. 犯罪被害	(0)	(0)	(0)	(0)
	5. 災害	(0)	(0)	(0)	(0)
	6. 摂食障害	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	408	497	60	3,519	100.00

7 組織育成

(1) 概 要

精神保健福祉の向上を図るため、当事者会や家族会などの組織の育成に努めている。

(2) 支援回数・支援内容

組織別支援回数の推移

組織名	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
長崎県精神障害者団体連合会	10	10	2	3	5
長崎県精神障害者家族連合会	3	1	0	1	3
長崎県断酒連合会、A A長崎	4	2	0	2	3
長崎県精神保健福祉協会	4	0	0	4	0
長崎県ひきこもり家族会『花たば』	1	0	4	9	4
N P O 法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	34	0	3	1	1
N P O 法人 自死遺族支援ネットワーク Re	6	3	7	5	6
その他	18	6	5	4	17
合 計	80	22	21	29	39

支援内容および回数

組織名	会議	運営 相談	連絡 調整	情報 提供	準備 協力	大会 行事	その 他	合計
長崎県精神障害者団体連合会	3	0	0	0	0	2	0	5
長崎県精神障害者家族連合会	0	0	0	0	0	3	0	3
長崎県断酒連合会、A A長崎	0	0	0	0	0	3	0	3
長崎県精神保健福祉協会	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県ひきこもり家族会『花たば』	2	0	0	0	2	0	0	4
N P O 法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	0	0	0	0	0	1	0	1
N P O 法人 自死遺族支援ネットワーク Re	0	0	0	0	0	0	6	6
その他	3	0	0	0	5	8	1	17
合 計	8	0	0	0	7	17	7	39

※組織概要

- 1 長崎県精神障害者団体連合会（ちょうせいれん）
県内各地の精神障害者当事者会の県連合組織。
- 2 長崎県精神障害者家族連合会（ちょうかれん）
精神障害者を家族に持つ方のための県連合組織。

- 3 長崎県断酒連合会
アルコール依存症からの回復を目指す当事者の県単位の連合組織。
- 4 AA（アルコホーリクス・アノニマス）長崎
飲酒の問題があり、その飲酒のとらわれから回復しようという人たちの自助グループ。
- 5 長崎県精神保健福祉協会
精神保健福祉に関する普及啓発活動を行う団体。当センターに事務局が設置されている。
- 6 長崎県ひきこもり家族会『花たば』
ひきこもりの問題で悩む家族のための会。
- 7 NPO法人 ちゅーりっぷ会 長崎ダルク
薬物依存症者やその家族に対して、薬物依存からの回復及び社会復帰を支援する団体。
- 8 NPO法人 自死遺族支援ネットワーク Re
自死遺族への支援、自殺対策（情報提供）などの活動を行う団体。

8 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会は精神保健福祉法第 12 条に基づき、精神障害者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために設置された第三者機関で、その事務は平成 14 年度から当センターの固有事務となった。

審査会は、医療に関し学識経験を有する者（医療委員）、法律に関し学識経験を有する者（法律家委員）、保健又は福祉に関し学識経験を有する者（有識者委員）で構成され、医療保護入院・措置入院の要否、処遇の適否、退院請求及び処遇改善請求の審査を行っている。

退院請求及び処遇改善請求に関しては、センター内に専用電話を設置し、直接、入院患者からの相談を受けている。請求を受理した場合は、原則、医療委員・法律家委員もしくは有識者委員で構成されるメンバーで、入院先の医療機関に出向き、本人、主治医、家族等の意見を聴取するとともに、現場の確認を行い、その結果に基づき審査会で最終判断をし、結果を県知事あて報告している。

（１）長崎県精神医療審査会の審査状況

①定期病状報告書等受案件数

年 度		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
定 期 の 報 告 等		2,307	2,375	2,226	2,114	1,991
医療保護入院者の入院届		1,435	1,563	1,434	1,393	1,404
定期病状報告	医療保護入院	856	795	775	705	571
	措置入院	16	17	17	16	16

②退院等請求受案件数

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
退 院 等 の 請 求	74	59	65	30	35
退 院 の 請 求	41	37	41	21	22
処 遇 改 善 の 請 求	33	22	24	9	13

③電話相談受案件数

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
審査会報告件数（A）	1,216	996	807	761	854
全相談件数（B）	1,245	1,009	820	799	863
A／B（％）	98.0	98.7	98.4	95.2	99.0

（２）請求受理から審査結果通知までの日数

退院請求及び処遇改善請求を受理した日から、審査結果を通知するまでの平均日数

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
平均日数	19.8	28.5	30.8	22.9	20.0

9 自立支援医療費（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

（１）自立支援医療費支給認定等判定委員会の開催

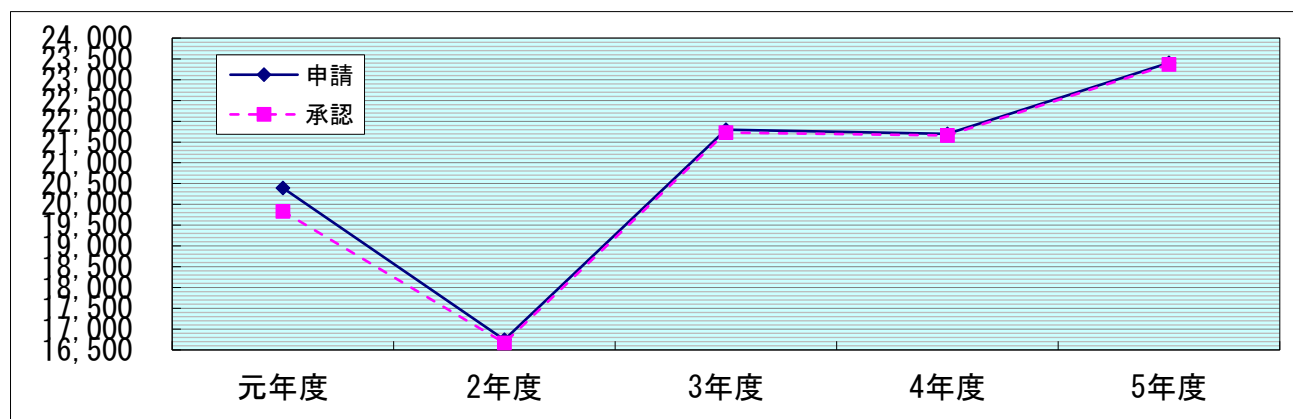
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条の規定による自立支援医療費（精神通院医療）の支給及び精神保健福祉法第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請にかかる審査判定業務を行なうため、自立支援医療費支給認定等判定委員会設置要綱に基づき、自立支援医療費支給認定等判定委員会を設置し毎月 1 回開催している。

（２）自立支援医療受給者証（精神通院）等の交付状況

①自立支援医療受給者証（精神通院）交付状況（件数）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申 請	20,397	16,745	21,795	21,699	23,405
承 認	19,837	16,668	21,731	21,660	23,365

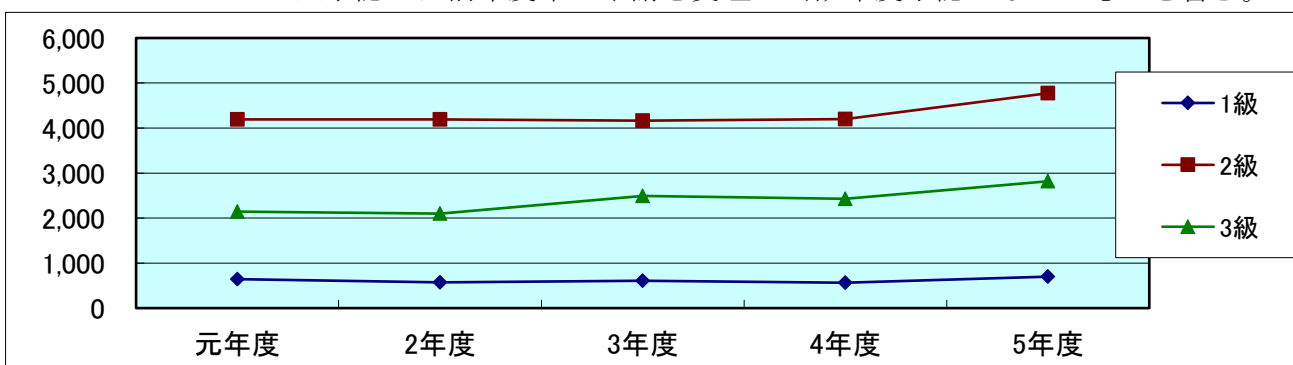
※承認には前年度中に申請を受理し当該年度承認になったものを含む。



②精神障害者保健福祉手帳交付状況（件数）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
申 請	7,018	6,932	7,291	7,785	8,139
承 認	6,984	6,868	7,258	7,192	8,291
1 級	642	575	605	564	699
2 級	4,195	4,194	4,164	4,199	4,774
3 級	2,147	2,099	2,489	2,429	2,818

※承認には前年度中に申請を受理し当該年度承認になったものを含む。



10-1 心の健康づくり推進事業（こころの電話）

（昭和 60 年 6 月 18 日 厚生省保健医療局長通知）

昭和 60 年度から精神保健センターの地域精神保健活動の一環として心の健康づくり推進事業別添「心の健康づくり推進事業実施要領」により実施することとした。

心の健康づくり推進事業実施要領（一部抜粋）

3 事業内容

（2）心の健康づくり相談事業

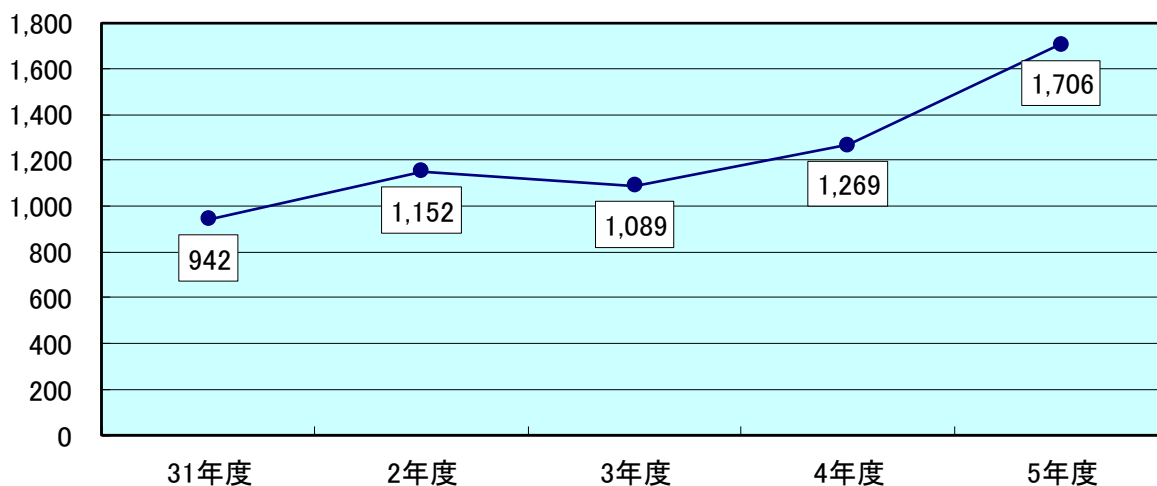
精神保健センターにおいて、専門知識を有する者により面接相談及び電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に心の健康づくりについて相談できるような体制を整備する。

なお、電話相談においては、専門電話を設置するとともに、利用者の便宜をはかるため、窓口の時間等についても十分配慮する。（以下省略）

（1）概 要

長崎県では、昭和 59 年 4 月から精神保健福祉センターに専用電話を設置し相談を受けている。保健医療等の専門家でない専任相談員による電話相談事業であり、医療機関や行政機関に相談しにくい心の悩みについて、県民が気軽に利用できるように配慮されている。

（2）相談実績



①電話をかけてきた人

区 分	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
本人	963	689	49	1701	99.7%
家族・親族	0	5	0	5	0.3%
その他	0	0	0	0	0.0%
合 計	963	694	49	1706	100.0%

②年代別相談対象者数

区 分	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
0～6 歳	0	0	0	0	0.0%
6～12 歳	1	0	0	1	0.1%
12～15 歳	2	1	0	3	0.2%
15～19 歳	2	2	0	4	0.2%
20～29 歳	4	8	0	12	0.7%
30～39 歳	4	69	0	73	4.3%
40～49 歳	345	117	0	462	27.1%
50～59 歳	380	356	0	736	43.1%
60～69 歳	147	35	0	182	10.7%
70 歳～	2	40	0	42	2.5%
不明	76	66	49	191	11.2%
合 計	963	694	49	1706	100.0%

③住所地

区 分	男性	女性	不明	合計	割合 (%)
長崎市	105	141	0	246	14.4%
佐世保市	306	30	0	336	19.7%
島原市	1	1	0	2	0.1%
諫早市	3	199	0	202	11.8%
大村市	1	88	0	89	5.2%
平戸市	0	14	0	14	0.8%
松浦市	0	19	0	19	1.1%
対馬市	0	0	0	0	0.0%
壱岐市	0	0	0	0	0.0%
五島市	0	31	0	31	1.8%
西海市	0	0	0	0	0.0%
雲仙市	5	16	0	21	1.2%
南島原市	0	0	0	0	0.0%
西彼杵郡	53	1	0	54	3.2%
東彼杵郡	35	0	0	35	2.1%
北松浦郡	0	0	0	0	0.0%
南松浦郡	0	0	0	0	0.0%
県外	378	39	0	417	24.4%
不明	76	115	49	240	14.1%
合 計	963	694	49	1706	100.0%

10-2 学校危機へのこころの緊急支援事業 (こころの緊急支援対策システム整備事業)

長崎県では、平成 15、16 年と県内で子どもを取りまく痛ましい事件が発生したことを受け、地域精神保健活動において、「学校内外の事件・事故発生時のこころの緊急支援対策」が緊急課題となり、平成 17 年度新規事業として「こころの緊急支援対策システム整備事業」に取り組んだ。

精神保健福祉センターが本事業の運営を担当することとなり、「学校危機へのこころの緊急支援事業（CRT）」の名称で事業化され、平成 17 年 6 月から活動を開始した。

(1) 概 要

①目 的

長崎県内の学校内外において、危機的な事件・事故、災害等が突発的に発生した場合、こころの緊急支援チームを派遣し、学校という、子どもを取り巻く場を安定させ、二次被害の拡大防止とこころの応急処置を行うことを目的とする。

②事業内容

ア こころの緊急支援チームの設置

本事業に理解を有する精神保健や教育の専門家で編成された多職種チームを設置する。

イ 派遣対象

長崎県内の小・中・高等学校及び特別支援学校において、児童・生徒・教員等の学校関係者が心に傷を受ける可能性がある災害・事故・事件で単発の出来事かつ、学校の危機に限定する。

(2) 実 績

①C R T 登録者数

55 名（令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日）

	指揮担当	直接ケア担当	チーム員支援担当	計
医師	1	1		2
看護師			1	1
保健師		5	8	13
心理技術職※	2	17	2	21
精神保健福祉士		2	3	5
スクールソーシャルワーカー		7	5	12
社会福祉士				
作業療法士		1		1
計	3	31	21	55

※心理技術職：臨床心理士、公認心理師、心理士、スクールカウンセラー等

② CRT派遣実績

年度	中規模(レベル)	小規模(レベル)	合 計
平成 17 年度	2 件(Ⅲ弱)	3 件(Ⅱ)	5 件
平成 18 年度	1 件(強)	2 件(Ⅱ)	3 件
平成 19 年度		1 件(Ⅱ)	1 件
平成 20 年度		1 件(Ⅰ)※	1 件
平成 21 年度～25 年度			0 件
平成 26 年度	1 件 (Ⅲ強)		1 件
平成 27 年度～29 年度			0 件
平成 30 年度	1 件(Ⅲ弱)		1 件
令和元年度	1 件 (Ⅲ強)		1 件
令和 2 年度～3 年度			0 件
令和 4 年度	2 件 (Ⅲ弱、Ⅲ強)		2 件

③ 「こころの緊急支援チーム」運営委員会の開催

運営委員 12 名 開催日：令和 5 年 11 月 29 日（月） オンライン開催

(3) 「学校危機へのこころの緊急支援事業 (CRT)」に係るチーム員研修

こころの緊急支援チーム運営委員会（事務局：長崎こども・女性・障害者支援センター）として、指定研修会を行った。

開催日	研修会名・内容	講師・助言者等	参加者
R5. 7. 31	登録研修会 場所 長崎こども・女性・障害者支援センター (大会議室よりオンライン配信) 事業説明 「学校危機へのこころの緊急支援事業」 講義 (1)「学校危機とその対応～これまでの CRT を振り返って～」 (2) 体験発表 (直接ケア) 体験発表 (事務局) (3)「登録区分の役割と実際について」	長崎こども・女性・障害者支援センター 職員 長崎純心大学人文学部 こども教育保育学科 准教授 大村市 SSW こども医療福祉センター 職員 長崎こども・女性・障害者支援センター 職員	57 機関 89 人

R6. 2. 24	フォローアップ研修会 場所 長崎こども・女性・障害者支援センター (大会議室 集合型) 事業説明「学校危機へのこころの緊急支援事業」 講話「CRT 活動の実際」 演習：出動チームに分かれて派遣の流れを体験 (1) 学校との初回協議 (デモンストレーション) (2) 初回 CRT ミーティング (ロールプレイ) (3) 個別面接 ・講義～個別面接の心得～ ・デモンストレーション ・ロールプレイ (4) 演習の感想など ・グループワーク	長崎こども・女性・障害者支援センター 職員 長崎大学大学院教育学研究科教授 講師 長崎大学大学院教育学研究科教授 長崎純心大学人文学部こども教育保育学科 准教授	12 機関 17 人
-----------	---	---	---------------------------

10-3 精神障害者社会参加促進事業

平成16年9月に、国が取りまとめた「精神保健福祉の改革ビジョン」において「入院医療から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉施策の基本的方策が示され、長崎県では、平成15年度より退院支援のモデル事業を開始した。平成18年度からは全ての県立保健所で取り組み、平成20年度から「地域体制整備コーディネーター」や「地域移行推進員」の配置を柱とする「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を開始、さらに平成22年度からは、新たにピアサポーターの活動が追加された「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」に拡充した事業を展開している。平成27年度からは、従来から実施している「地域移行・地域定着支援事業」及び「障害者の明るいくらし促進事業」を統合し、精神障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるような社会づくりの促進を図る目的で「精神障害者社会参加促進事業」として事業を継続している。

当センターでは、市町・保健所等の官と、精神科医療機関・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等の民が協働し、精神障害者の社会参加を推進するための研修会の開催や、当事者力を活用した地域づくりを行っている。

(1) 実態調査の実施

①精神保健福祉法改正における市町の相談体制実態調査実施

調査対象	長崎県内 21 市町
調査期間	令和 5 年 11 月 8 日～12 月 1 日
内 容	各市町の精神保健相談体制について

②精神保健福祉法改正における市町の相談体制実態調査結果報告会

日 時	令和 6 年 3 月 5 日 10:30～12:00
場 所	長崎こども・女性・障害者支援センター（Web 開催）
対 象	長崎県内 21 市町及び県立保健所
参加者	78 名

(2) 当事者力活用推進事業

①目 的

当事者（精神障害者や高次脳機能障害、ひきこもりの人など）に備わっている「当事者力」を引き出し活かすことで、当事者が安心して地域生活が送れる環境を整えるとともに、住民に対しても当事者への正しい理解を促進し、当事者や住民が住みやすい地域づくりにつとめることを目的とする。

②内 容

ア 人材登録（R6.3.31現在） 34人 内訳（新規 0人） 単位：人

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人 数	22	35	32	34	34	34	33	34	34

圏 域	長崎	佐世保	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
人 数	8	4	4	15	3	0	0	0	0	0

イ 人材派遣（R6.3.31現在） 登録者34名中、派遣者は 0名

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
人 数	7	9	5	5	4	0	0	0

ウ ピア育成のための研修会の開催

「当事者力等スキルアップ講座」の開催

- ・ 目 的 当事者活用の方が少ない現状を踏まえ、ピアサポートの展開やピアスタッフの役割について、実践的な取組みの報告を聞くことで当事者に対してはピアの役割を、支援者に対してはピア活動の展開方法を学ぶことを目的とする。

日 時	令和5年8月29日 14:00～16:00
研修名	ピアサポートに関する研修会
場 所	長崎こども・女性・障害者支援センター（Web開催）
内 容	活動報告「ピアサポートを活かす雇用～本土の場合～」 報告者 長崎市精神障害者相談支援センター やまぼうし 職員 「ピアサポートを活かす雇用～離島の場合～」 長崎こども・女性・障害者支援センター 職員 「ピアサポーターの活用について」 NPO法人 長崎のぞみ会 理事長 情報提供「長崎県内におピアサポーターの活用状況について」 報告者 長崎こども・女性・障害者支援センター 職員 意見交換 報告者との意見交換
対 象	当事者、市町、保健所担当職員、福祉機関、医療機関
参加者	83名

(3) 地域支援

団体支援（講師派遣）

回	開催日	人数	内容
1	①令和6年3月12日 ②令和6年3月13日	17名 17名	「長崎県障害者ピアサポート研修会」 ①専門研修 ②フォローアップ研修 講師：長崎こども・女性・障害者支援 センター職員
2	令和5年9月28日 令和6年1月30日	— —	魅力ある職場づくりオンライン研修会 労働法改正コース 講師：長崎こども・女性・障害者支援 センター 職員

10-4 自殺総合対策事業

(1) 概 要

長崎県は自殺対策の総合的な推進を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間「第4期自殺総合対策5ヵ年計画」を策定しており、当センターでは「第4期自殺総合対策5ヵ年計画」に基づき普及啓発のための研修や教材・パンフレットの作成等を実施している。

(2) 実 績

①相談対応者のスキルアップ

ア. 令和5年度 自殺対策研修会

	令和5年9月8日（金）10:10～16:40（精神保健福祉中堅者研修会の中で開催）
場所	TV 会議システムを活用し、各県立保健所及び市町 発信元）長崎こども・女性・障害者支援センター
内容	○講義 長崎県の自殺の現状及び長崎県自殺総合対策相談対応手引きについて 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 職員 ○講義 日常相談業務に役立つケースの捉え方 ～トラウマインフォームドケアの観点から～ 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長
対象	精神保健福祉業務に3年以上従事する市町及び保健所職員及び受講希望者
参加 者数	44名（市町28名、保健所15名 センター1名） （保健師39名、社会福祉2名、作業療法士2名、不明1名）

イ. 事例検討会

日 時：月1回の頻度で計12回開催

参 加 者：長崎こども・女性・障害者支援センター所長、部長、課長、医長、
精神保健福祉課員

検討目的：電話相談や来所相談で対応した事例を再検証することで、職員の相談
スキル向上を目指す。

ウ. 自死遺族支援

自死遺族支援ネットワークReと大村市が共同で開催している「分かち合いの会」（毎月第2土曜日）へ年6回参加した。

②若者向けホームページ「みんなの情報交差点カチッ！」の充実

若者に馴染みの深いインターネットを活用し、平成 24 年度に若者向け自殺予防対策として、ウェブサイト「みんなの情報交差点カチッ！」を開設し、運営している。また、あわせてリーフレットも作成し配布している。

- ・ホームページの更新：3 回
- ・リーフレットの配布：129 部

③広報等

ア. パンフレット「あなたが大切」の改訂及びホームページ掲載

県内の自殺に関するデータや相談窓口に関する情報の提供を行うことで県民の自殺予防に対する関心と理解を深めるために作成しており、県内の自殺のデータや相談窓口の情報を更新するため、改定を行っている。

令和 5 年度版はホームページに掲載。

イ. 「自殺総合対策 相談対応のための手引き集」等の配布

地域における様々な相談機関や行政窓口等において自殺のハイリスク者に対し、適切な対応や援助をするとともに有用な情報が確実に提供される体制作りのため、自殺の要因となる代表的事項別に、基本情報と専門相談機関への具体的紹介方法、相談機関や制度に関する資料集等で構成される相談対应用パッケージとして作成している。

手引き集においても市町や保健所、医療関係機関などへ要望に応じる形で配布を行っており、令和 5 年度の各配布数は下記の通りである。

i. 相談窓口用手引き＜全 2 巻＞	
「借金・経済問題への対応」	0 部
「メンタルヘルス問題への対応」	50 部
ii. 自死遺族相談支援用手引き＜全 1 巻＞	
「自死遺族への相談支援の方法」	0 部
iii. 保健・医療・福祉・介護従事者用手引き＜全 2 巻＞	
「身体健康問題と自殺予防」	0 部
「高齢者の自殺予防」	0 部
iv. 事業所用手引き＜全 1 巻＞	
「事業主の皆さまへ」	0 部
v. 医療従事者用手引き＜全 1 巻＞	
「自殺未遂者への支援の方法」	0 部

④相談対応

ア. 精神保健福祉相談の開催

日 時：月曜から金曜日の9時から17時45分まで（祝日は除く）
 相談件数（電話）：3,519件（内、自殺に関する相談123件）
 （来所）：167件（内、自殺に関する相談 0件）

イ. こころの電話相談の開催

日 時：月曜から金曜日の9:00～12:00、13:00～15:15（祝日は除く）
 相談件数：1,706件

10-5 依存症関連事業

(1) 普及啓発・情報提供事業の実施

平成 29 年度に県障害福祉課において青少年向け予防教育の実施方針が出され、希望のあった大学や高等学校等への予防教育、啓発を実施している。

① 県内大学生、高校生等

長崎県内全高校 3 年生へ若年者向け予防教育教材リーフレット（13,845 部）を配布した。

② 教職員向けハンドブック及び保護者向けリーフレット

令和 4 年度に教育関係者、精神科医、依存症当事者会の方を中心にギャンブル等依存症予防教育検討会を立ち上げ、2 回の検討会の中で支援者向けのゲーム依存相談対応ハンドブック及び保護者向けリーフレットを令和 5 年度に作成し、各小中学校リーフレットの活用に向けた周知・普及啓発を実施した。

③ その他の啓発

開催日・研修名	人数	内容
令和 5 年 6 月 6 日 県政出前講座 長崎県測量 設計コンサルタンツ協会	156 名	依存症対策について 講師：長崎こども・女性・障害者支援 センター職員

④ ホームページでの情報発信

ギャンブル等依存症問題啓発週間（5 月 14 日～20 日）、アルコール関連問題啓発週間（11 月 10 日～16 日）に合わせた取り組みや、当センターにおける依存症の事業や関連情報について、随時発信・公開している。

(2) 相談支援体制の強化

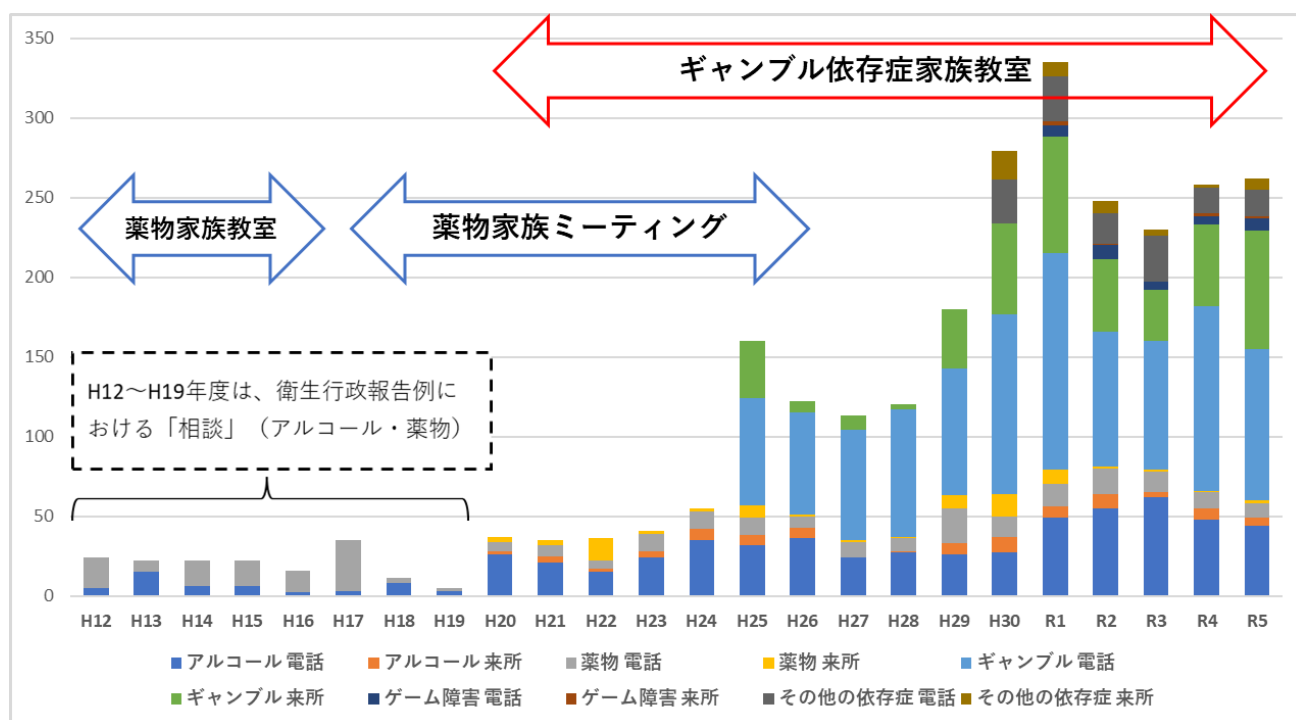
平成 30 年度から当所に長崎県依存症専門相談拠点が設置され、依存症専門相談員 1 名を配置した。

① 依存症関連相談件数 （R6 年 3 月末現在）

	アル コ ール	薬 物	ギャン ブ ル	ゲー ム 障 害	その 他 の 依 存	合 計
電話相談（延）	44	9	95	8	17	173
来所相談（延）	5	2	74	1	7	89
来所相談（実）	5	2	25	1	5	38
合計	49	11	169	9	24	262

依存症相談の年次推移

	※H12～H19…衛生行政報告例「相談」の数値を計上																								
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
アルコール	電話	5	15	6	6	2	3	8	3	26	21	15	24	35	32	36	24	27	26	27	49	55	62	48	44
	来所									2	4	2	4	7	6	7	0	1	7	10	7	9	3	7	5
薬物	電話	19	7	16	16	14	32	3	2	6	7	5	11	11	11	7	10	8	22	13	14	16	13	10	9
	来所									3	3	14	2	2	8	1	1	1	8	14	9	1	1	1	2
ギャンブル	電話	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	67	64	69	80	80	113	136	85	81	116	95
	来所	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	36	7	9	3	37	57	73	45	32	51	74
ゲーム障害	電話	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	7	9	5	5	8
	来所	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	3	1	0	2	1
その他の 依存症	電話	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	27	28	19	29	16	17
	来所	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	18	9	8	4	2	7
	合計	24	22	22	22	16	35	11	5	37	35	36	41	55	160	122	113	120	180	279	335	248	230	258	262



・アルコール相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話（延）	来所（実）	来所（延）
20～29	3	1	1
30～39	8	0	0
40～49	3	2	2
50～59	5	1	1
60 以上	10	1	1
不明	15	0	0
合 計	44	5	5

相談者の内訳

相談者	電話（延）	来所（実）	来所（延）
本人	15	0	0
父母	4	2	2
配偶者	7	1	1
同胞	6	1	1
子ども	4	0	0
その他	8	1	1
合 計	44	5	5

相談対象者の性別

性別	電話（延）	来所（実）	来所（延）
男性	25	3	3
女性	15	2	2
不明	4	0	0

・薬物相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話（延）	来所（実）	来所（延）
10～19	0	0	0
20～29	3	1	1
30～39	1	0	0
40～49	1	1	1
50～59	0	0	0
60 以上	2	0	0
不明	2	0	0
合 計	9	2	2

相談者の内訳

相談者	電話（延）	来所（実）	来所（延）
本人	2	1	1
父母	0	1	1
配偶者	0	0	0
同胞	1	0	0
子ども	1	0	0
その他	5	0	0
合 計	9	2	2

相談対象者の性別

性別	電話 (延)	来所 (実)	来所 (延)
男性	5	2	2
女性	4	0	0
不明	0	0	0

・ギャンブル相談（再掲）

相談対象者の年齢別

年齢区分	電話(延)	来所 (実)	来所(延)
10～19	0	0	0
20～29	11	1	1
30～39	29	8	23
40～49	12	3	8
50～59	15	7	23
60 以上	10	6	19
不明	18	0	0
合 計	95	25	74

相談対象者の性別

性別	電話 (延)	来所(実)	来所(延)
男性	81	17	44
女性	13	8	30
不明	1	0	0

相談者の内訳

相談者	電話(延)	来所(実)	来所(延)
本人	33	14	54
父母	18	6	8
配偶者	16	3	10
同胞	2	2	2
子ども	7	0	0
その他	19	0	0
合 計	95	25	74

ギャンブル種別（複数計上）

ギャンブル種別	電話(延)	来所(延)
パチンコ/スロット	63	53
競艇	19	17
競馬	13	9
競輪	1	0
その他	3	5

(3) 回復支援

①依存症者の回復支援

平成 30 年 9 月から、新たにアルコール・薬物・ギャンブル等利用や使用を改めたい方を対象に依存症回復プログラム（DEJIMAARPP）を実施している。（集団支援）また、ギャンブル依存症に特化した個別支援プログラムとして、「島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム（SAT-G）」を実施している。

【参加者】

①デジマープ集団支援（5 回プログラム）：実 1 人、延 1 人（平均 1 人）

依存対象：ゲーム 1 人

②SAT-G 個別支援（5 回プログラム）：実 11 人、延 36 人

依存対象：ギャンブル 11 人

③デジマープ終了者へのコホート調査の実施

対象者 6 人：実 4 人、延 4 人

④依存症女性ミーティングの開催（全 3 回予定）：実 2 人、延 3 人

第 3 回は参加者が欠席のため、全 2 回となった。

②家族の回復支援

・ギャンブル依存症家族教室

ギャンブル依存症の正しい理解・適切な対応を学ぶ機会とするとともに、自助グループ等につながることで、回復へのきっかけづくりとなることを目指すことを目的として実施している。

対 象 ギャンブル依存症者の家族等

日 時 ①令和 5 年 10 月 13 日②10 月 27 日③11 月 10 日 13：30～15：30

場 所 長崎こども・女性・障害者支援センター

内 容 1 クール 3 回

回	内容	ねらい
①	依存症とは？家族としての対応 （精神科医師による講話）	ギャンブル依存症についての正しい知識を得て、問題への対応について考える
②	借金への対応について （弁護士による講話）	依存症と借金について理解を深める
③	当事者・家族からのメッセージ	当事者及び家族からの実体験をもとに回復の方法や対応を学ぶ

参加者：5 家族（内訳 実人数 5 人 延人数 8 人）

事後フォロー 教室終了後、個別支援（CRAFT）の実施 3 人

(4) 人材育成・アディクション関連問題研修

令和 5 年度は、保健所や市町等相談対応を担当する方向けに「依存症相談窓口担当者技術研修会」を 1 回開催した。

また、保健所や市町、社会福祉協議会、相談支援事業所、精神科医療機関など、ギャンブル依存症者への支援者を対象に、ギャンブル等依存症支援スキルアップ研修会を開催した。

① 依存症相談窓口担当者技術研修会等

開催日・研修名	対象・参加人数	内容
令和5年9月8日 依存症相談窓口担当者技術研修会	対象： 精神保健福祉業務に3年以上従事する市町及び保健所職員及び受講希望者 参加者：44人	「ゲーム依存相談対応ハンドブックについて」（中堅者研修会の中で開催） 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター職員
令和6年2月21日 ギャンブル等依存症相談窓口関係者研修会	対象： 弁護士、司法書士、消費生活相談窓口担当者、生活困窮支援事業担当者等 参加者：39人	「長崎こども・女性・障害者支援センターでの相談傾向」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター職員 「ギャンブル等依存症とは」 講師：道ノ尾病院 精神科医 福嶋翔先生 「ギャンブル等依存症患者の特徴・プログラムについて」 講師：あきやま病院 作業療法士 「ギャンブル等依存を疑われる方の破産申立代理業務や管財人業務において留意すべき点」 講師：大村さくら法律事務所 弁護士

② 人材育成にかかる講師派遣

開催日・研修名	人数	内容
令和5年6月27日 令和5年度西彼保健所地区 薬物乱用防止指導員研修会 (主催：西彼保健所)	29人	「薬物依存症について～長崎県の精神保健福祉センターにおける相談支援～」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 医長・職員
令和5年6月29日 令和5年度県央保健所地区 薬物乱用防止指導員研修会 (主催：県央保健所)	50人	「薬物依存症について～長崎県の精神保健福祉センターにおける相談支援～」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 医長・職員
令和5年7月21日 依存症研修会 (主催：あきやま病院)	49人	「依存症対策事業における長崎こども・女性・障害者支援センターの取り組み」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター職員
令和5年8月2日 令和5年度壱岐保健所地区	10人	「薬物依存症について～長崎県の精神保健福祉センターにおける相談支援～」

薬物乱用防止指導員研修会 (主催：壱岐保健所)		講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 職員
令和5年11月11～12日 ギャンブル等依存症支援者 養成研修 (主催：長崎大学病院)	33人	「地域における精神保健福祉センターの役割と相談 支援の実際」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 「長崎県の精神保健福祉センターにおける相談支援 ～長崎県依存症相談対応の手引きより～」 講師：長崎こども・女性・障害者支援センター 医長

(5) 関係機関との連携強化

①関係機関主催の連携強化

- ア. 九州地方依存症ネットワーク協議会 (R5. 7. 26)
- イ. 長崎県依存症対策ネットワーク協議会 (R6. 2. 13)
- ウ. ギャンブル等依存症対策専門部会 書面開催 (R6. 2. 2)
- エ. 令和5年度研究授業 一般改善指導 ギャンブル等依存症指導 (R6. 1. 12)
- オ. アルコール健康障害対策推進専門部会
 - ・第1回：(R5. 10. 24) 第2回：(R6. 2. 1)

カ. 薬務行政室関係会議

- ・九州・沖縄地区薬物中毒対策連絡会議 (R5. 10. 24)
- ・九州・沖縄地区再乱用防止対策講習会 (R5. 10. 25)
- ・度長崎市薬物乱用防止指導員協議会総会・研修会 (R5. 12. 26)
- ・佐世保市薬物乱用防止指導員協議会総会・研修会 (R6. 1. 11)
- ・保健所等薬物相談窓口担当者会議 (R6. 2. 6)
- ・長崎県薬物乱用防止指導員協議会 (R6. 2. 6)

キ. 保護観察所との連携

- ・薬物依存のある刑務所出所者等に対しての地域支援連絡協議会 (R5. 10. 17)
- ・薬物事犯による矯正施設入所者の引受人会 (R6. 3. 6)

ク. 令和5年度内閣官房調査 (R5. 11. 27)

②組織育成

ア. 民間団体支援

- ・GA・ギャマノン合同オープン・スピーカーズ・ミーティング参画：1回
- ・AA オープンスピーカーズミーティング参画：2回
- ・させば依存症セミナーの参画：1回
- ・長崎県断酒会研修会（2日間）の参画：1回
- ・アディクションフォーラム実行委員会への参画：5回

10-6 災害時こころのケア体制整備事業

(1) 研修会の開催

目的：県内精神科病院からのローカル DPAT の数を増やすとともに、各病院の受援体制の強化を促進する。

日 時	令和 5 年 12 月 17 日（日） 13:30～17:10
場 所	長崎こども・女性・障害者支援センター
内 容	講義：「長崎県 DPAT の体制」 講義：「DPAT の基礎知識」 講義：「医療機関が被災した場合の機能維持～平時の備えと有事の対応」 演習：「発災・調整本部設置から避難所訪問まで」
対 象	県内精神科病院、県立保健所
参加者数	23 名 医療機関 15 名、保健所 5 名、先遣隊 3 名 (障害福祉課 3 名、当センター 5 名、インストラクター 1 名)

(2) 令和 5 年度 長崎県ローカル DPAT 説明会での講師

主 催：障害福祉課

日 時：(第 1 回) 令和 5 年 6 月 6 日（火）15:00～16:30

(第 2 回) 令和 5 年 6 月 12 日（月）15:00～16:30

方 法：Web 会議

内 容：1) 長崎県ローカル DPAT の役割・規定について

2) 長崎県ローカル DPAT 活動（机上演習）

参加者：長崎県ローカル DPAT 新規登録者 9 名

(3) 令和 5 年度 大規模地震時医療活動訓練への参加及び県内初動訓練

①県内初動訓練

主 催：障害福祉課

日 時：令和 5 年 9 月 29 日（金）11:00～12:00

場 所：WEB 会議（長崎県庁、当センター）

内 容：発災連絡から派遣決定までの流れを確認

参加者：障害福祉課 2 名 当センター 4 名 先遣隊 1 名

②大規模地震時医療活動訓練への参加

主 催：内閣府

日 時：令和 5 年 9 月 30 日（土）13:00～17:00

場 所：大分県

内 容：南海トラフ地震を想定した実動訓練

参加者：統括 1 名 先遣隊 3 名

(3) 令和 5 年度 長崎県国民保護訓練 (DMAT 本部訓練) への参加 ※オブザーバー参加

主 催：医療政策課

日 時：令和 5 年 12 月 26 日 (火) 17:00~19:30

場 所：長崎県庁

内 容：諫早市又は離島の要配慮者 (入院患者) を迅速に避難させるために必要な事項を検討する。

参加者：障害福祉課 4 名 当センター 3 名 先遣隊 1 名

(4) 令和 5 年度 長崎県災害派遣精神医療チーム (DPAT) 運営委員会への参加

主 催：障害福祉課

日 時：令和 6 年 3 月 25 日 (月) 16:30~18:00

方 法：Web 会議

内 容：報告事項 1) 長崎県 DPAT の組織体制について
2) 令和 5 年度の DPAT 活動報告
3) 令和 5 年度 of 取組
4) 第 8 次医療計画の策定

協議事項 1) 体制強化に向けた取組について
①長崎県 DPAT 先遣隊数の増加について
②長崎県ローカル DPAT の体制整備について
2) その他

参加者：運営委委員 10 名 障害福祉課 5 名 当センター 3 名

(5) 災害時こころのケア活動実績

①能登半島地震での長崎県 DPAT 先遣隊の派遣 (第 7 陣として派遣)

派遣期間：令和 6 年 1 月 17 日 (水) ~ 令和 6 年 1 月 22 日 (月)

派遣人数：統括 1 名 先遣隊 2 名

活動内容：石川県 DPAT 調整本部活動支援

石川中央南加賀医療圏 DPAT 指揮所運営

- ①各避難所の状況把握、ニーズ把握
- ②避難者支援の状況把握と対応方法のアドバイス
- ③保健所にて住民ニーズの聞き取り
- ④指揮所運営の他県隊への引継ぎ

10-7 精神保健福祉従事者の資質向上

(1) 精神保健福祉中堅者研修会

目的：精神保健福祉業務に従事する中堅職員が、精神保健福祉に関する相談援助の技術を学び、対応能力の向上を図る。

日時	令和5年9月8日（金） 10：10～16：40
場所	TV 会議システムを活用し県内各保健所へ集合
内容	○行政説明 長崎県の精神保健福祉の現状と法改正について 講師 長崎県障害福祉課 課長補佐 ○講義1 長崎県の自殺の現状及び長崎県自殺総合対策相談対応の手引きについて 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 職員 ○紹介 ゲーム依存相談対応ハンドブックについて 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 職員 ○講義2 日常相談業務に役立つケースの捉え方～トラウマインフォームドケアの観点から～ 講師 長崎こども・女性・障害者支援センター 所長 ○ワーク 正解のないケースの捉え方
対象	精神保健福祉業務に3年以上従事する市町及び保健所職員及び受講希望者
参加者数	44名

10-8 ひきこもり地域支援センター

ひきこもり問題に対する長崎県の取組としては、平成 14 年に開始された県央保健所における「ひきこもり対策事業」があるが、同事業の成果、およびこの問題に対する様々な社会的ニーズに鑑み、県は平成 22 年度からこれまでの相談支援事業等の取り組みを強化し、県全体の取組としての「ひきこもり対策推進事業」に着手した。

平成 25 年度から県は、国のひきこもり対策推進事業にもとづき、当センターと 8 つの県立保健所にひきこもり地域支援センターを開設した。各県立保健所については各圏域での家族教室や圏域ネットワークの拠点という役割、当センターにおいては全県的な教育研修、普及啓発等の情報発信、全県的な自助団体への育成支援、保健所圏域ネットワークの拠点作りのための支援等という役割分担のもと、ひきこもり地域支援センターの一体的な運営を目指している。また、平成 25 年度から当センターが事務局となり、県内のひきこもり支援体制整備を目的とした「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」を設置、運営を行っている。

(1) 相談支援

ひきこもりの本人、家族等からの相談に対する支援を行なっている。

①電話相談（再掲）

	本人（延件数）	本人以外（延件数）
R1 年度	17	108
R2 年度	8	40
R3 年度	12	77
R4 年度	17	66
R5 年度	18	90

②来所相談（再掲）

	本人（延件数）	本人以外（延件数）
R1 年度	6	54
R2 年度	2	34
R3 年度	28	59
R4 年度	17	41
R5 年度	19	33

(2) 専門職員の研修等

① 学習会等への講師派遣

保健所及び市町への技術支援の一環で、ひきこもりに関する理解を深めるための研修会

や関係機関の連携を目的とした連絡会にセンター職員を派遣した。

名 称	内 容	派 遣 日	場 所	参加者
佐世保市ひきこもり支援関係者事例検討会	事例検討 助 言	R5. 9. 1	佐世保市すこやか プラザ	16 人
西彼保健所ひきこもり対策推進事業担当者連絡会	助 言	R5. 9. 13	西彼保健所	12 人
県南保健所ひきこもり支援関係者連絡会・研修会	講 話 助 言	R5. 10. 4	県南保健所	22 人
壱岐地域不登校・ひきこもり支援連絡会議	講 話	R5. 11. 28	壱岐振興局 (オンライン参加)	25 人
県北保健所ひきこもり関係者研修会	講 話	R5. 12. 2	県北保健所	59 人
対馬保健所ひきこもり家族懇話会	講師紹介 助 言	R6. 1. 13	豊玉地区公民館 (オンライン参加)	8 人
西彼保健所ひきこもり相談会	講師紹介 助 言	R6. 1. 18	長与町公民館	6 人
長崎市職員研修会	講 師	R6. 1. 25	長崎市役所	33 人

(3) つながらんば～社会資源ガイドブックの啓発強化

① ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信

- ・つながらんば～不登校・ひきこもり社会資源ガイドブックのホームページ掲載

(4) ひきこもりに関する普及啓発等の情報発信

- ・家族教室、家族のつどい及びフリースペースゆうの開催案内をホームページへ掲載
- ・家族教室の開催案内を近隣地区町の広報誌に掲載

(5) 会議の開催

① 「県ひきこもり支援連絡協議会」の開催

ひきこもり状態にある本人または家族等からの相談等に適切な支援を行なうことが

できるよう、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関からなる「長崎県ひきこもり支援連絡協議会」を平成 25 年度に設置した。

開催日	内 容	委員数
R6. 1. 15	1 令和 5 年度長崎県ひきこもり対策推進事業の経過報告について 2 市町におけるひきこもり対策推進事業の取り組み状況について 3 令和 6 年度長崎県ひきこもり対策推進事業の事業計画について 4 協議 (1)親亡き後の 65 歳未満の方のフォローについて (2)制度の狭間の方への支援について (3)サポステとしてどういう支援があれば活用して頂けるか (4)ひきこもりの方々への訪問の事業化の方向性に関する協議について (5)若年ひきこもりの方々に関する支援について	19 人

②保健所担当者情報交換会（TV 会議）

開催日	内 容	参加機関
R5. 6. 1	1 行政説明「今後のひきこもり支援施策の方向性」 2 報告 「各保健所及びセンターの令和 5 年度事業計画について」 3 協議 「普及啓発、連携、市町プラットフォームについて」	県立保健所 長崎市 佐世保市 障害福祉課 長崎こども・女性・障害者支援センター
R6. 2. 28	1 報告及び検討 「精神保健福祉法改正に伴う市町相談体制実態調査～ひきこもりに関する状況報告～について」 「長崎県ひきこもり支援連絡協議会の報告」 2 協議 「ひきこもり家族教室へのオンライン参加について」 「ひきこもり家族会へのセンターからの支援について」	

（6）ひきこもり家族教室の開催

①目 的

「ひきこもり」状態に至る背景には様々な要因があり、結果として社会的な活動からの回避が長期化し社会生活の再開が困難な事例が多く見受けられる。ひきこもり本人を抱える家族の精神的な負担は高い。

当センターでの家族教室を通して、家族が抱えている問題を明らかにしその対処方法についての基礎知識を得ること、また同じ立場にある家族同士の交流の機会を提供することにより、共に語り合うことによって孤立感を和らげ、解決への第一歩を踏み出すことを目的とする。

②目 標

- ・家族が、ひきこもりに対する基礎知識及び正しい理解を得る。
- ・家族同士が自由に話し合いの場を持つことで、家族同士のつながりを作る。

③対象者

約 6 か月以上、学校や職場に行かず自宅（家庭）にひきこもっている状態の方を持つ家族で、当センターが教室への参加を適当と判断した者

④担当スタッフ

精神科医師、公認心理師、作業療法士、保健師等。

また、必要に応じて非常勤講師等の協力を得る。

⑤日 時

令和 5 年 7 月～令和 5 年 12 月（1 クール 6 回実施）10：00～12：00

⑥内 容

当センターが作成する「ひきこもり家族教室テキスト」に沿って実施。

回	日 程	内 容
1	7 月 28 日(金)	オリエンテーション ひきこもりに伴う症状と対応についての理解（精神科医師講話）
2	8 月 31 日(木)	問題行動の理解
3	9 月 28 日(木)	コミュニケーション方法を身につける
4	10 月 26 日(木)	上手にほめて望ましい行動を増やす
5	11 月 30 日(木)	先回りをやめ、望ましくない行動を減らす
6	12 月 28 日(木)	家族自身の生活を豊かにする、相談機関への進め方

⑦実 績

年 度	開催クール数	延べ開催回数	実参加者（人）	延参加者（人）
R 1 年度	1	6	22	73
R 2 年度	1	5	8	24
R 3 年度	1	5	8	31
R 4 年度	1	6	6	20
R 5 年度	1	6	19	46

（7）ひきこもり家族のつどいの開催

①目 的

ひきこもりの家族という同じ立場にある家族同士の交流の機会を提供し、家族が主体となり、互いにひきこもりの問題に対する悩みや不安を語り合うことにより孤立感を和らげ、相互の回復を目指す。

②目 標

- ・家族同士が自由に話し合いの場を持つことで、ひきこもりの問題に対する理解を深める。
- ・家族同士のつながりを作り、孤立感を和らげ家族自身の自尊心を高める。

③対象者

当センターにおける「ひきこもり家族教室」に参加し、プログラムを修了した家族

④担当スタッフ

作業療法士、保健師、精神保健福祉士等。

⑤日 時

令和5年9月20日（水）10：00～12：00

⑥内 容

家族主体の話し合い形式で、ひきこもりの問題に対する不安や悩みを語り合い、問題を共有し、情報交換をすることによって相互の回復を目指す。

⑦実 績

年 度	延べ開催回数	実参加者（人）	延参加者（人）
R 1 年度	8	15	73
R 2 年度	2	3	3
R 3 年度	1	1	1
R 4 年度	2	2	3
R 5 年度	1	2	2

（８）ひきこもり家族会への支援

平成24年度に、県内の各つどい「ひまわり会」（長崎市役所）・「あじさい会」（県央保健所）・「コスモス会」（当センター）のネットワーク準備会を開催、3つの家族のつどいが中心となり、平成24年に長崎県ひきこもり家族会『花たば』が結成された。

平成26年度からは、『花たば』が主体で総会、学習会、定例会を開催し、当センターはその運営支援を行っている。

①長崎県ひきこもり家族会『花たば』総会

- ・総会への参加（5月） 家族会員 20名参加

②『花たば』学習会・定例会への支援

・学習会への支援、参加（9月、1月） 家族会員 20名参加

（9）フリースペース（ひきこもり当事者の居場所）の開催

ひきこもり当事者に対する支援の拠点としての居場所を、平成26年7月より「フリースペースゆう」として開始した。

①目 的

人との関わりに苦手意識や困難を抱える社会的ひきこもり（経験）者が、居場所での他者との出会いの経験をとおして、社会参加を進める足がかりを得る。

②対象者

- ・長崎県に在住のひきこもり状態にある概ね18歳以上の本人
- ・集団への参加希望がある者
- ・個別面接を実施し、グループへの参加が適当と判断された者

③担当スタッフ

作業療法士、保健師、精神保健福祉士等

④日 時

第1～第4木曜日（第5木曜日を除く）13：30～16：00

⑤内 容

- ・ひきこもり状態の方、ひきこもり経験のある方が、安心していただける居場所。

⑥実 績

年度	開所回数	実参加者（人）	延参加者（人）
R1 年度	43	6	174
R2 年度	20	8	76
R3 年度	19	4	61
R4 年度	42	4	127
R5 年度	44	7	172

10-9 高次脳機能障害支援センター

(1) 設置の目的

高次脳機能障害児者及びその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、高次脳機能障害児者に対して適切な支援が提供される体制を整備する。

(2) 対象者

高次脳機能障害診断基準により高次脳機能障害を有すると診断された者及びその家族、若しくは診断の疑いがある者

(3) 事業内容

①相談支援事業

配置された専門スタッフが、高次脳機能障害児者及びその家族に対し、就学就労等の各種相談支援や関係する医療機関、福祉施設、就労及び教育関係機関、家族会、家庭等との連絡調整、支援会議等を行う。

②地域支援ネットワーク推進事業

障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）における高次脳機能障害の相談窓口である保健所と連携して本事業を実施する。

また、「地域リハビリテーション推進事業」を実施している各圏域の地域リハビリテーション広域支援センターとも連携し、協力病院や施設等によるサービス提供体制の整備を促し、高次脳機能障害児者に対する適切な継続した支援が提供される体制整備を推進する。

③高次脳機能障害支援研修及び普及啓発事業

事業の普及啓発と地域支援ネットワークの推進を図るため、県障害福祉課、長崎県リハビリテーション支援センター、保健所、市町等と連絡・調整し、以下の研修等を企画・実施する。

- ・医療機関、福祉施設、教育機関等に対し、高次脳機能障害支援に関する理解の促進を図るための研修
- ・高次脳機能障害の支援に携わる医療機関及び福祉施設等のスタッフ、高次脳機能障害者及びその家族等を対象に高次脳機能障害の特性を踏まえた支援が行えるよう支援手法等の技術研修
- ・圏域の相談窓口を担当する保健所や市町保健・福祉担当職員等を対象に、高次脳機能障害児者の特性を踏まえた適切な相談支援に関する研修
- ・一般県民を対象とした高次脳機能障害支援の普及啓発の研修会・講演会等
- ・高次脳機能障害支援普及事業の周知や広報資料として活用するためのパンフレット等の作成、及びホームページによる情報提供

④高次脳機能障害者通所事業

高次脳機能障害者が個別およびグループ活動を通じ、障害認識・問題解決能力を高める治療・援助を実施する。同時に、高次脳機能障害支援にかかわる福祉サービス事業所等で活用できる支援プログラムの立案および確立を目的とする。

(4) 業務実績

①相談支援事業

ア 相談実績

直接相談（当事者・家族）						間接相談（関係機関） 単位：件		
R5 年度		R4 年度		R3 年度		R5 年度	R4 年度	R3 年度
実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	延人数	延人数	延人数
56	95	74	209	66	166	100	259	212
内訳（R5） 電話 69 件、来所 24 件						内訳（R5） 電話 97 件、来所 0 件、訪問 2 件 その他 1 件		

初回相談時の診断の有無

単位：人

診断	あり	なし	その他
R3 年度	41	15	10
R4 年度	42	14	18
R5 年度	42	10	4

イ 性別・平均年齢

単位：歳

	男 性	女 性	平均年齢
R3 年度	59.1	40.9	47～48
R4 年度	63.5	36.5	41～42
R5 年度	67.9	32.1	45～46

*18 歳以下・・・5 人

ウ 発症・受傷

疾患別

単位：％ （ ）内：人数

	脳血管 疾 患	外傷性 脳損傷	脳腫瘍	低酸素 脳 症	脳 炎	その他
R3 年度	48.5 (32)	19.7 (13)	10.6	1.5	1.5	18.2
R4 年度	45.9 (34)	32.4 (24)	2.7	1.4	0	17.6
R5 年度	42.9 (24)	37.5 (21)	5.4	3.6	3.6	3.6

受傷(脳血管疾患・外傷性脳損傷)から5年以上経過した疾患別相談者数

単位:人

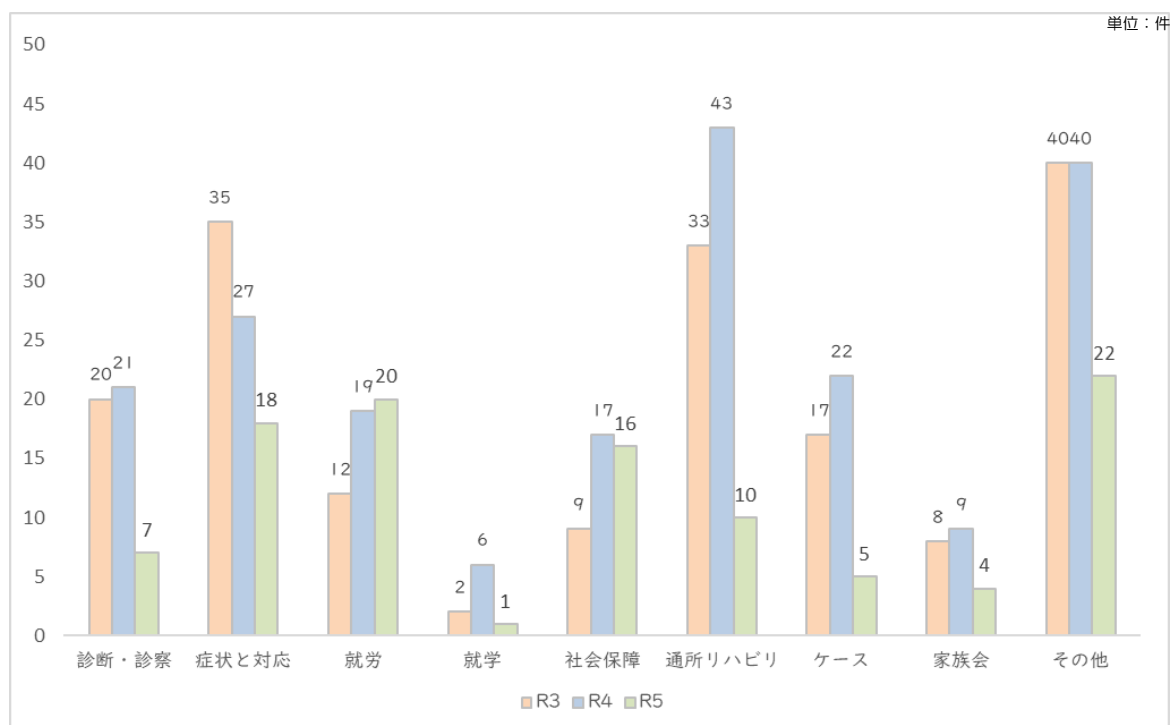
	脳血管疾患			外傷性脳損傷		
	5年以上 (実/延)	内訳		5年以上 (実/延)	内訳	
		5～10年	10年超		5～10年	10年超
R3年度	4/32	3	1	7/13	3	4
R4年度	8/34	4	4	7/24	3	7
R5年度	9/24	7	2	14/21	2	12

エ 相談内容

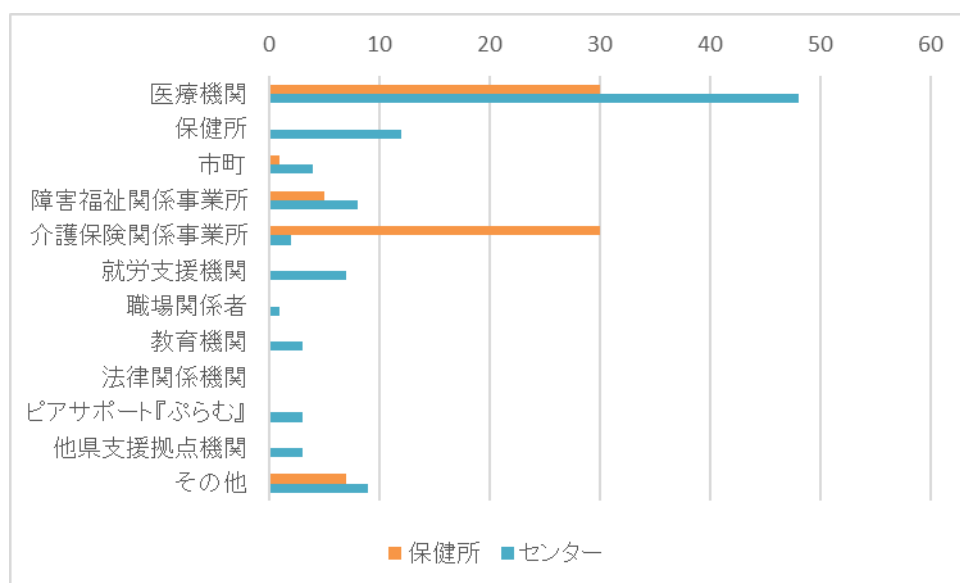
直接相談(相談内容) ※複数回答

単位:件(%)

	診断	症状 対応	就労	社会 保障	就学	通所 リハ	ケース	家族 会	その他
R 3 年度	20 (11.4)	35 (19.9)	12 (6.8)	9 (5.1)	2	33	17	8	40
R 4 年度	21 (10.3)	27 (13.2)	19 (9.3)	17 (8.3)	6	43	22	9	40
R 5 年度	7 (6.7)	18 (17.4)	20 (19.4)	16 (8.3)	1	10	5	4	22



間接相談



オ ケース会議

高次脳機能障害支援センター開催 (延べ数)

項 目	回数	参 加 機 関 等
退院前カンファ	0 回	
復職支援	0 回	
就職準備支援	2 回	本人、就労支援機関、センター職員
定着支援	0 回	
生活支援	0 回	
就学支援	0 回	

保健所開催：開催数：8 回

参加機関：医療機関、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター
居宅介護支援事業所、訪問介護・看護事業所、保健所等

②地域支援ネットワーク推進事業

ア 高次脳機能障害支援連絡協議会

開催回数：年1回 (R6. 1. 31) 参加委員18名

イ 保健所担当国会議

開催回数：年 1 回 (R5. 6. 22) 参加者 22 名

ウ 高次脳機能障害支援会議

メンバー：支援医師、障害福祉課、センター職員

検討内容：高次脳機能障害支援の各種事業の検討

開催回数：年2回

エ 自助組織育成支援

高次脳機能障害支援センターは、安定した活動の定着へ向けて側面的に支援を実施。

ピアサポートへの支援 ※実施主体：『ぷらむ』長崎、『ぷらむ』県北

相談対応可能な当事者（ピアサポーター）によるピアサポートの定期的開催。

■県央地区：月1回、第3（土）13:00～16:00

■県北地区：月2回、第2・4（土）13:00～15:00

※R5年度は各2回従事。

小児家族会への支援 ※実施主体：よりよりホームズ

■年4回（5月、8月、11月、2月）

■第1土曜日 13:30～15:30

※R5年度は3回（役員会、交流会など）参加し、組織育成に努めている。

オ 小児高次脳機能障害支援

学習会

開催回数：年1回（R5.8.19） 参加者：14名

家族懇談会

開催回数：年1回（R5.8.19）

九州キッズ交流会

開催回数：年1回（R6.3.23）

③高次脳機能障害支援研修及び普及啓発事業**ア 研修会**

主催研修

No	名 称	実 施 日	形 式	参加者
1	高次脳機能障害支援研修会	R5.11.20	オンライン形式	137名

協力研修

No	名 称	実 施 日	形 式	参 加 者
1	神経心理学的検査研修会	R5.11.25	集合形式	61名
2	長崎県高次脳機能障害リハビリテーション講習会	R5.12.17	ハイブリッド形式	65名
3	地域包括ケアに資する地域リハ専門職認定研修会（長崎県）リハビリテーション支援センター	R6.3.2	オンライン形式	44名
4	小児研修会（長崎県言語聴覚士会）	R6.3.16	オンライン形式	16名

イ 講師派遣等

保健所及び地域リハ広域支援センター主催の圏域研修会への講師派遣

No	実施日	開催場所	参加者	参加者内訳
1	R5. 12. 6	佐世保市	44 名	福祉・介護
2	R5. 12. 7	島原市	108 名	医療・介護・福祉・教育・行政
3	R5. 12. 10	対馬市	27 名	医療・福祉・介護・行政
4	R5. 12. 12	五島市	15 名	医療・行政

ウ 教育機関への普及啓発

No	実施日	開催場所	研 修 会 名	参加者
1	R5. 8. 25	西海市	特別支援教育コーディネーター研修会	30 名
2	R5. 9. 22	長崎市	令和 5 年度スクールソーシャルワーカー活用事業運営協議会	60 名

エ マスコミ、広報誌等

No	掲載時期	掲載先	内 容
1	R5 年 8 月	情報ひろば	高次脳機能障害の相談窓口について

オ リーフレット等

- ・高次脳機能障害リーフレット「脳にダメージを負った後」 配布：256 部
配布先：医療機関、教育機関、当事者・家族等
- ・高次脳機能障害リーフレット「高次脳機能障害かもしれません・・・」（こども版）
配布：336 部 配布先：教育機関、医療機関、児童福祉施設等
- ・高次脳機能障害児の支援ガイドブック 配布：9 部
配布先：教育機関等
- ・「交通事故や脳卒中などの傷病で退院される方へ」 配布：96 部
配布先：医療機関等

④高次脳機能障害通所事業

ア 通所リハビリテーション

- ・実施形態：精神科ショートケア
- ・期 間：令和 5 年 8 月 1 日（火）～12 月 26 日（火）（全 39 回）
- ・通 所 者：2 名（男性 2 名）、延 75 名
- ・年 齢：40～50 代
- ・参加目的：就労 2 名
- ・実施内容：個別集団課題、行動観察を中心に実施
- ・結 果：復職準備中 1 名、生活支援開始/就労相談開始 1 名

イ 普及啓発

No	実施日	内 容	参 加 者
1	R5. 8. 23	通所リハビリテーションの紹介	長崎北病院 3 名
2	R5. 9. 1		長崎リハビリテーション病院 13 名

ウ 家族教室

開催回数：年 3 回

第 1 回

日 時:R5.10.30 参加者：4 名（当事者：2 名、家族：2 名）※今年度通所利用者のみ

第 2 回

日 時:R5.12.3 参加者：17 家族 22 名

第 3 回

日 時:R6.2.18 参加者：23 家族 31 名

エ 家族懇談会・当事者交流会

開催回数：年 3 回

No	実施日	内 容	参加者
1	R5.10.30	情報交換・共有	当事者 2 名 家 族 2 名
2	R5.12.3	情報交換・共有	当事者 7 名 家 族 11 名
3	R6.2.18	情報交換・共有	当事者 7 名 家 族 18 名